

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第3070号)

<目 次>

1	報告書	.....	1
2	答申書(案)	.....	17
3	申請概要	.....	19
4	審査結果	.....	27

別添

- 接続約款変更認可申請書(写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写) (西日本)

平成27年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

## 報 告 書

平成27年1月27日付け諮問第3070号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりである。



## 接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税  
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税  
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税  
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税\*
- ・市町村民税\*
- ・地方法人税\*

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。



東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定)

## 1. 総論

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 FTTHサービスの利用率向上のため、情報通信審議会答申を踏まえ、競争促進等に資する接続制度の在り方について検討すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 昨年12月、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(以下「答申」といいます。)において、世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT基盤の在り方について具体的方針が示されました。特に、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、FTTHサービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中、主要な論点の一つとして議論が行われ、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という方向性が示されています。弊社共としても、低迷する利用率の向上が喫緊の課題であると考えており、事業者間の競争を通じて実現に貢献したいと考えています。</p> <p>しかしながら、このたび補正申請が行われた平成27年度の加入光ファイバに係る接続料については、前年度と比較して、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本殿」といいます。)がシングルスター方式：+133円(+4.2%)、シェアドアクセス方式：+122円(+4.3%)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本殿」といいます。)がシングルスター方式：+147円(+4.6%)、シエ</p>	<p>○ 今回の料金は、昨年申請し、認可された平成27年度適用料金に加算した平成25年度分の予測乖離額について、実績乖離額との差額を調整したものです。差額が発生した主な要因は、平成25年度実績における加入光ファイバの設備管理運営費は予測時と比較して低減しているものの、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものであり、接続料規則に従って適正に算定しています。</p> <p>光サービスの普及拡大にあたっては、各社の創意工夫により、ユーザに対し魅力的なサービスを提供していくことが重要です。当社は、これまで不断のコスト削減努力により、本接続料について、ここ5年間で約▲30%の低廉化を図ってきたところであり、今回本接続料が若干上昇したことをもって、「FTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という答申の方向性に逆行するといったご指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料が大幅に上昇すると、メタルから光へのマイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきたFTTH市場における競争が後退し、結果としてメタル、光フ</p>	<p>○ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(平成26年12月18日)を踏まえ、平成27年2月9日、総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、<u>現在、同審議会において議論されている。</u></p>

意見	再意見	考え方
<p>アドアクセス方式：+100円(+3.5%)と大幅に上昇しています。国策としてまさにこれから利用率を向上させていこうとしている FTTH サービスについて、その接続料が上昇する、という状況は答申の方向性に逆行するものです。答申の方向性に沿って利用率向上を実現するために、より競争促進、新規参入促進に資する接続制度が求められているものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考えます。</p> <p>需要が減少しているドライカップ接続料が低廉化し、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成25年5月)において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置の実施や、今回発生した大幅な乖離額を複数年に分けて単年度接続料への影響を緩和させる等の措置を実施し、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	

## 2. 各論

意見	再意見	考え方
<p>意見2 本来、将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは適当ではない。そのため、乖離額調整制度の継続可否について検討すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 平成26年度以降の3か年の加入光ファイバ接続料に関して、NTT東日本殿及びNTT西日本殿(以下「NTT東西殿」といいます。)並びに接続事業者とも需要を積極的に見積もっていることや接続事業者起因による乖離発生への恐れ等の理由から、将来原価方式において制度上認められていない乖離額調整を特例として許可していることについて、考え方として一定の理解はできます。</p> <p>一方で、平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る答申(平成23年3月29</p>	<p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式</p>	<p>○ 平成27年度の加入光ファイバ接続料への乖離額調整の実施については、平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会の考え方として、「現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定されており、乖離額調整制度は認められていない」という原則を示した上で、「NTT東西は、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図</p>

意見	再意見	考え方
<p>日)において、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当ではない」と示されているとおり、本来、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは適当ではありません。</p> <p>また、将来減価方式は貸出芯線数が増えればNTT東西殿にもメリットがある、という点も考慮に入れて考えるべきであり、先述の通り国策として光の利用率向上に取り組んでいく方向性の中、光ファイバの貸し出し方法の議論が行われる予定である現状において、NTT東西殿が積極的に貸し出しを行うインセンティブを確保するという観点も含め乖離額調整制度の継続可否を検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、昨年申請した平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>なお、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても「これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。」との考え方が示されています。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものです。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加</p>	<p>っている一方で、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当」との考え方を示している。</p> <p><u>この点については、<u>昨年</u>の状況から変化が認められないことから、<u>上記の考え方</u>のとおり、<u>乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当</u>である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方7 抜粋—</p> <p>○ 現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第12条の2第1項）されており、乖離額調整制度は認められていない。</p> <p>これは、将来原価方式においては、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており（接続料規則第14条第2項ただし書）、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定し、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものである等の考え方に基づくものである。</p> <p>NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、自社利用芯線数については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要の見積もりを行っており、他事業者利用芯線数について、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアドアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる</p>



意見	再意見	考え方
	<p>が鈍化していることを考慮すると、実績原価方式を採用するべきであると考えます。</p> <p>乖離額調整制度は、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合にその乖離を補償するものであり、将来原価方式を採用するのであれば、設備に係る実際のコストを接続料に反映するために必要不可欠な制度であると考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、昨年度、3年間の将来原価方式で算定されると同時に、乖離額調整の適用を求める接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請が行われ、「現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当ではないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である」との考え方のもと、認可されております。</p> <p>しかしながら、左記意見のとおり、本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められてはならず、また、恒常的な乖離額制度の導入については適当ではないとの考え方も示されております。</p> <p>今回申請された平成27年度の加入光ファイバ接続料を見ても分かるのとおり、昨今の景気動向を踏まえた報酬額の増加により、昨年度認可された接続料との間に大幅な乖離が生じております。このような報酬額の増加に伴う大幅な乖離額の発生が今後も続くことが想定されるとともに、見込んだ需要の大幅な乖離(※)も想定されるため、競争事業者が、加入光ファイバ接続料の予見性を確保することが極めて困難な状況になってきて</p>	<p>範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。</p> <p>一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年3月29日）別添 考え方4 抜粋—</p> <p>○ 将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することについては、平成23年3月29日付当審議会答申において、「将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくもの」であることから、「現行接続料規則上、将来原価方式において乖離額調整制度は認められていない」としている。その上で、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当」ではなく、「現時点において、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとはいえない」との見解を示している。</p> <p>ただし、同答申において、平成23年度から平成25年度接続料に係る乖離額調整に限り、「NTT利用部門分について、フレッツ光の契約純増数が</p>

意見	再意見	考え方
	<p>おります。</p> <p>このような状況は、FTTH 市場への新規参入意欲を失わせ、FTTH 市場での競争が後退する恐れがあるため、例えば、NGN 同様、算定期間 1 年間の将来原価方式での算定としたうえで特例での乖離額調整を廃止する等、競争事業者の予見性を確保し、FTTH 市場への新規参入を促すための措置の検討が必要だと考えます。</p> <p>(※) NTT 東・西が、光コラボレーションモデルにより「新たな価値を創出することで、ICT 市場の活性化を目指す」と主張しているにも関わらず、平成 27 年 2 月 27 日に認可申請された NTT 東・西の平成 27 年度事業計画におけるフレッツ光（光コラボレーションモデル含む）の純増計画は、NTT 東で 40 万契約（H26 年度見込は 30 万契約）、NTT 西で 20 万契約（H26 年度見込は 40 万契約）に留まっている（昨年度の接続料算定時の想定は、NTT 東・西ともに毎年度 50 万契約の純増）。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>年々減少する中、政府がその実現を目指している「光の道」構想を念頭に置いた一定程度の積極的な需要見積りが行われていることから、現行接続料と同様に一定程度の乖離が生じる可能性は否定できない」等の理由から、乖離額調整を特例として認めることが適当としている。</p> <p>この答申の前提となる状況に何ら変化はないことから、現時点においても将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当ではなく、引き続き現行算定期間における乖離額調整に限り特例として認めるとの考え方をとることが適当である。</p>
<p>意見 3 加入光ファイバに係る接続料の低廉化傾向を維持するため、光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を追加的に講ずるべき。</p>	<p>再意見 3</p>	<p>考え方 3</p>
<p>○ 現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、以下のとおり、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いております。</p>	<p>○ 昨年申請した平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料において影響緩和措置を実施し、影響緩和額は確定しています。接続料は適切に把握した原価に基づいて算定すべきであるという原則からすれば、このような機能を跨って原価を付替えるような例外的な措置は最小限にとどめる必要があります。今回申請した平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、適正な原価に基づいて算定されたものであり、これ以上の追加の影響緩和措</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への激変緩和措置の適用については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続料の変更に際し、当審議会として、「平成 27 年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成 25 年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和</p>

意見						再意見	考え方
(単位：万契約)						<p>置を実施すべきではないと考えます。</p> <p>平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても、「平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。」との考えが示されています。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>和措置を行うことは適当ではない」との考え方を示している。</p> <p><u>この点については、昨年の状況から変化が認められないことから、上記の考え方とおおり、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方6 抜粋—</p> <p>○ 接続料原価は、本来、機能ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費等を基に算定することが原則とされているが（接続料規則第8条第1項）、メタル検討会報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、本件申請における加入光ファイバ接続料が前年よりも上昇することが見込まれたため、本件申請に当たっては、この原則の例外として、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとるため、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する激変緩和措置を講ずる申請（接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請）が本件申請に併せ行われたものである。</p> <p>接続料が前年度を上回った場合に追加的な激変緩和措置を講じるべきとの意見については、例えば、平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</p>
	H22年 3月末	H23年 3月末	H24年 3月末	H25年 3月末	H26年 3月末		
固定 電話	4,241 (▲8%)	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)		
FTTH	1,780 (+19%)	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,532 (+6%)		
<p>※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第2四半期（9月末））より</p> <p>※（）内の数字は、前年同月比</p> <p>他方、我が国の経済活性化と国民生活の向上を図るため、「日本再興戦略」において、「世界最高水準のIT社会の実現」が掲げられ、情報通信審議会においても、2020年代に向けた世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展について審議が進められたところです。</p> <p>このように、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、多様な事業者により超高速・低廉・強靱な通信ネットワークを構築していく必要があります。</p> <p>しかしながら、需要が減少し続けるドライカップ接続料が低減化し、需要が増加する光ファイバ接続料が上昇するという「逆転現象」が起こっており、マイグレーションが進展している状況の中、移行先の1つである光ファイバ接続料が上昇してしまうと、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきたFTTH市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考えます。</p> <p>ドライカップ接続料の急激な上昇は、接続事業</p>							

意見	再意見	考え方
<p>者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、一定の抑制措置を講ずることにより接続料の上昇を緩和することについては必要と考えますが、ドライカップ接続料が低減化しているにも関わらず、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成 25 年 5 月）において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置を行い、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回申請された平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、平成 26 年度に認可を受けている平成 27 年度接続料に対して、平成 25 年度の乖離額の見込額と実績値の差額を乖離額調整により変更するものですが、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を大幅に上回った結果、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、接続料が大きく上昇しています。</p> <p>一方で、需要が減少しているドライカップ接続料は低減化しており、このままでは、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあるため、追加の激変緩和措置を行う必要があると考えます。</p> <p>具体的には、昨年度、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しによる費用影響及び平成 25 年度の乖離額の見込額を踏まえた上で激変緩和</p>		

意見	再意見	考え方
<p>和措置を講じて、前年度よりも低減するように平成 27 年度接続料が算定・認可されておりますが、今回の光ファイバ接続料の上昇の主要因が、費用に含まれる報酬が大きく増加したことにより生じた乖離額の見込額と実績値との大幅な差分であり、本事象については、当時見込まれていなかったものであることから、追加の激変緩和措置を講じることによって、光ファイバ接続料の低廉化を維持すべきだと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見 4 光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点で厳正に審査すべき。</p>	再意見 4	考え方 4
<p>○ NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。</p> <p>よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。</p> <p>「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該措置の合理性については十分な議論がなされていないものと考えます。メタル回線と光ファイバの両接</p>	<p>○ 「加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。」とのご意見については、当社としてもご指摘のとおりであると考えますが、加入者光ファイバからメタル回線への配賦見直し影響緩和措置については、平成 26 年度及び平成 27 年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえて行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。</p> <p>なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の可否に係る基準については、以下の通りとされています。</p> <p>・加入光ファイバ接続料への影響緩和の可否に</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への激変緩和措置の適用については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会として、「『接続料が接続料規則に定めた方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること』（電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 15 条（2））を審査する中で、①激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か、②平成 26 年度から平成 28 年度までの接続料を年度ごとに低廉化するよう激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か、③平成 26 年度及び平成 27 年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否かについて検討され、一定の合理性があるとされたものであり、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書（平成 25 年 5 月）の趣旨に鑑み、妥当なものと考えられる」との考え方を示している。</p> <p>この点については、<u>昨年</u>の状況から変化が認め</p>

意見	再意見	考え方
<p>続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の可否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当</li> <li>・配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる</li> </ul> <p>(NTT東西)</p>	<p><u>られないことから、上記の考え方のとおり、妥当なものと考えられる。</u></p>
<p>意見5 光ファイバケーブルの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会における再推計の結果を踏まえ、平成27年度から実態に合わせて見直すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 平成27年1月の「長期増分費用モデル研究会」報告書において、光ケーブルの経済的耐用年数については、最新の撤去実績に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当であると示されました。</p> <p>平成26年3月31日付けの「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申の考え方3において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデル</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された経済的耐用年数は、長期増分費用モデルに用いることを前提としたものですが、当該値はあくまでも推計値であり、また、選択する</p>	<p>○ 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書（平成19年10月）に示されているとおり、NTT東西の電気通信事業会計の減価償却費は、<u>接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することになるから、「適正な原価」（法第33条第4項第2号）を捉えることができるものであることが必要</u>と考える。</p> <p>この点、現行の「経済的耐用年数」（長期増分</p>

意見	再意見	考え方
<p>における経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定することが適切」と示されていることから、加入光ファイバの光ファイバ設備に係る耐用年数（現行：架空15年、地下21年）について、平成27年度から見直すべきと考えます。</p> <p>（ワイモバイル）</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に10年から架空15年、地下21年、海底13年に見直された以降、見直しが行われておりません。</p> <p>耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成25年5月）でも考え方が示されているとおり、接続料算定の適正化を図る等の観点から、「NTT東西の電気通信事業会計及び接続会計における減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である」とされています。</p> <p>今般、「長期増分費用モデル研究会」報告書（平成27年1月）において、光ファイバケーブルの耐用年数が、最新の撤去実績等に基づき、再推計を行なった結果、架空17.6年、地下23.7年に伸びており、光ファイバの耐用年数として当該実績を用いることが適当との考え方が示されたことから、接続料算定の適正化等を図る観点を踏まえ、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。</p> <p>これは、平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる」との考え方にも合致するものと考</p>	<p>関数など、前提の置き方によって結果に幅が生じるものである一方、財務会計ベースの耐用年数の見直しは、企業会計の考え方に従い、使用実態等を踏まえて慎重に実施するものであることから、長期増分費用モデルにおける経済的耐用年数の見直しがあったからといって、当社としては現時点、光ファイバケーブルの耐用年数を見直す考えはありません。</p> <p>（NTT東西）</p> <p>○ 左記意見のとおり、長期増分費用モデル研究会での議論結果等を踏まえ、接続料算定の適正化等を図る観点から、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。</p> <p>（KDDI）</p>	<p><u>費用方式の接続料算定に用いる耐用年数をいう。以下同じ。）は実績データ等を用いて、一定の合理性を有する方法により推計したものであるため、それを用いない合理的な理由がない限りは、「経済的耐用年数」を利用することが適当</u>と考える。</p> <p>光ファイバに係る「経済的耐用年数」については、長期増分費用モデル研究会において、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計が行われた結果、その報告書（平成27年1月）において「最新の撤去実績等に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当である。」とされており、また、この再推計は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものである旨が示されている。</p> <p><u>長期増分費用モデル研究会において再推計した「経済的耐用年数」は、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであるから、これを平成27年度から直ちにNTT東西の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に用いることが適当とはいえない。</u></p>

意見	再意見	考え方
<p>えます。 (KDDI)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会(以下「LRIC研究会」といいます。)でも実態を踏まえた光ファイバの見直しが行われたところ、まずはLRIC研究会の議論結果を踏まえ、同様の見直しを反映すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見6 加入光ファイバに係る接続料については、主端末回線部分だけでなく分岐端末回線部分の接続料等も含む接続料全体について、更なる低廉化を図ることが重要。</p>	再意見6	考え方6
<p>○ シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。 今回、屋内配線工事に係る作業時間の再計測・見直しにより屋内配線工事費の低減化が図られておりますが、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。 (KDDI)</p> <p>○ 主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料・工事費についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる作業</p>	<p>○ 分岐端末回線及び光屋内配線接続料については、乖離額調整の影響により、一時的な増が発生しているものの、乖離額調整前では、毎年コスト削減努力により、一貫して減少傾向にあります。 当社としては、引き続きコスト削減に取り組んでいく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバに係る各種接続料・工事費については、これまでもコスト削減努力により、低廉化に努めてきたところであり、今後とも引き続きコスト削減に努めていく考えです。 なお、光屋内配線加算額算定に用いる使用年数については、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線について光ファイバが壁内に收容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把</p>	<p>○ 御意見に対する考え方は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等)」の考え方5、考え方6及び考え方10のとおり。</p>



意見	再意見	考え方
<p>時間の定期的な再計測等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、利用者利便の向上につながると考えます。 (KDDI)</p>	<p>握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。」との考え方が示されているところ、今回、故障修理に係る作業時間調査を行った際に、同時に平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管収容状況についても調査を実施し、その結果については総務省に報告を行っています。来年度以降も配管収容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管収容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの検討に着手する考えです。</p> <p>また、光屋内配線工事費算定に用いる作業時間については、配管収容の有無の構成比変動によって作業時間が変動すると想定されることから、配管収容の有無の構成比については、この比率に大幅な増減が見られなくなるまでの間、毎年度調査する考えです。その結果、今回の調査結果と比較して有意な差が生じた場合には、各年度の接続料に反映する考えです。作業時間そのものの調査については、システム改修や配管の有無といった環境変化が無い項目は作業時間に有意な差は生じていないこと、及び作業時間の再調査には膨大な稼働を要することを勘案し、新たな工法の開発等の環境の変化が生じた場合を除き、5年に1度程度実施する考えです。 (NTT東西)</p>	

平成27年3月31日

総務大臣  
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

平成27年1月27日付け諮問第3070号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を25.5%から23.9%へと引き下げること等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。



# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成27年1月19日(月)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成27年4月1日(水)から実施。

## 4. 概要

平成27年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

# II 主な変更内容

## 1. 概要

NTT東西は、平成26年度から平成28年度までの3年間の加入光ファイバ接続料について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いて算定を行い、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、平成26年4月9日に総務大臣の認可を受けている。

また、その際、平成25年度における費用と収入について、当初の見込額と実績値との乖離額を平成27年度の接続料原価に加えて接続料を算定すること(いわゆる乖離額調整)についても併せて接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定による総務大臣の許可を受けている。

本件申請は、既に認可を受けている平成27年度の接続料について、平成25年度における見込額と実績値との乖離額に係る乖離額調整を行うこと等により変更しようとするものである

### 変更申請の概要

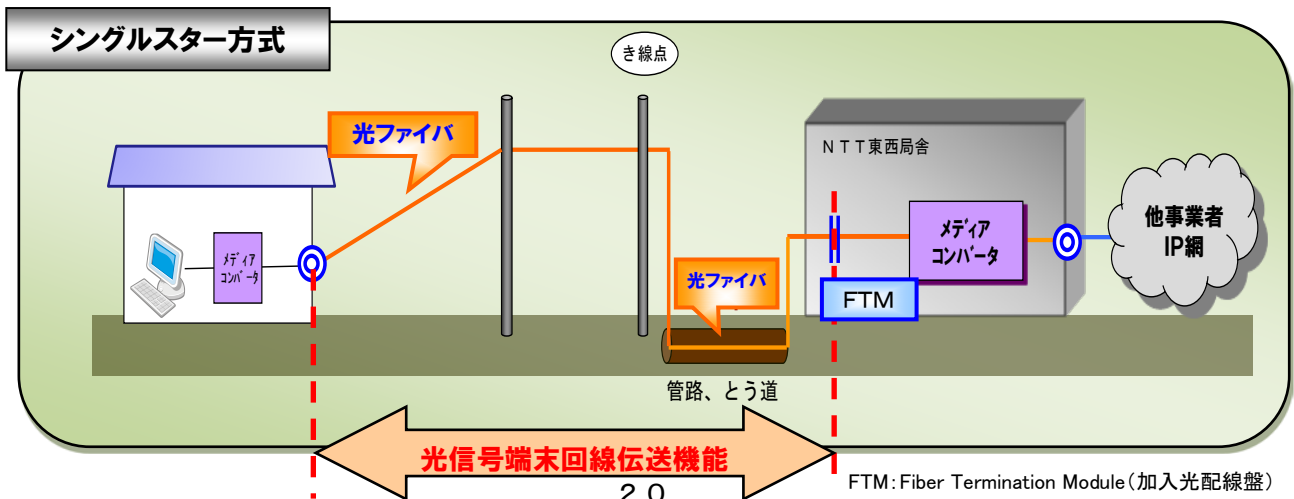
(タイプ1-1)<sup>※3</sup>

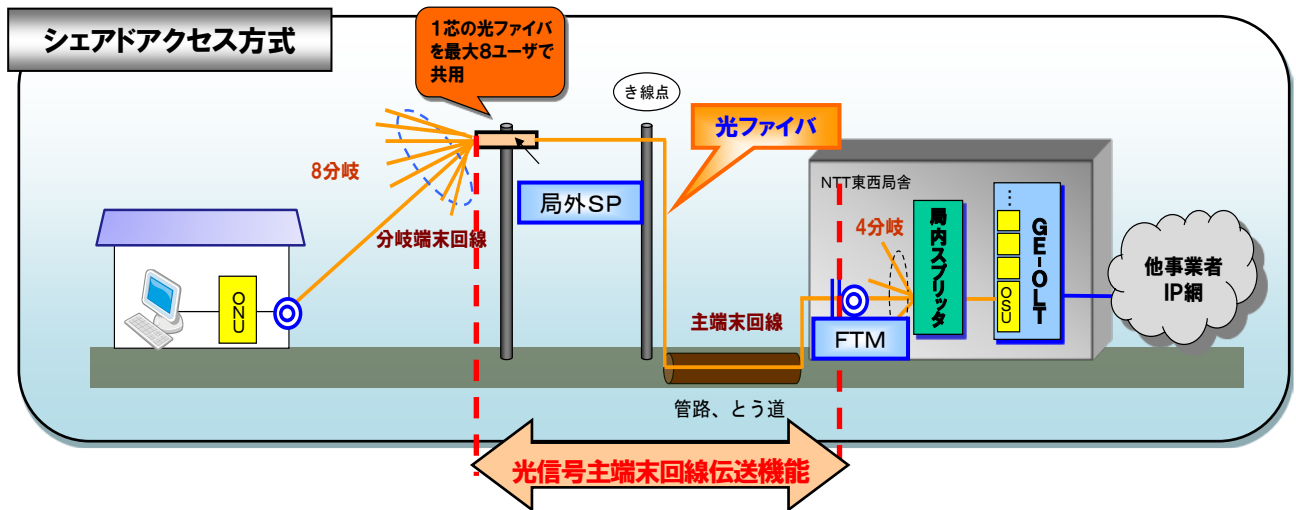
	NTT東日本		NTT西日本	
	(変更申請接続料) 27年度	(認可済接続料) 27年度	(変更申請接続料) 27年度	(認可済接続料) 27年度
シングルスター方式 <sup>※1</sup>	3,292 円 (5.7%)	3,115 円	3,353 円 (5.0%)	3,192 円
シェアドアクセス方式 <sup>※1※2</sup>	2,930 円 (5.4%)	2,781 円	2,947 円 (4.8%)	2,812 円

※1 括弧内の数字は、平成26年度接続料改定の際に認可された平成27年度接続料に対する増減率。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成27年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西:61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。





## 2. 乖離額調整

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、前回接続料算定期間(平成23年度～25年度)における加入光ファイバ接続料の認可の際には、当該接続料を将来原価方式で算定することが認められたことに加え、それを適用した場合に各年度の費用と収入の実績値に乖離が生じたときは、乖離額を翌々年度の接続料原価に算入する乖離額調整を行うことについても併せて接続料規則第3条ただし書の規定により特例的に許可された。

このため、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)における加入光ファイバ接続料については、その認可をした際に、平成26年度の接続料については平成24年度における乖離額の実績値を調整するとともに、平成27年度の接続料については平成25年度における乖離額を同年度上半期の実績値から下半期を予測して見込値として計算した上で調整することとされた。

本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
乖離額			H26AC	H27AC	H28AC	H29AC	H30AC	H31AC
		H25年度見込収支に基づく乖離額	調整	調整	調整	調整	調整	調整
		乖離額 (前期見込収支と実績収支の差額)	本件補正 申請の対象 乖離額	乖離額	乖離額	乖離額	乖離額	乖離額
					21			
						次回以降申請		

## (1)平成25年度における見込額と実績値との乖離額の算定

上述のとおり、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)の接続料を認可した際には、平成27年度の接続料について、平成25年度における費用と収入を同年度上半期の実績値から下半期を予測した見込値として計算した上で接続料の算定に用いたが、本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で当該乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

### ■平成25年度における見込額と実績値との乖離額

		費用	収入	
NTT 東日本	見込額 ※1	1,245 億円	1,200 億円	
	実績値	1,319 億円 ※2	1,199 億円	
	差額	74 億円	▲1 億円	→ 乖離額 : 75 億円
NTT 西日本	見込額 ※1	1,097 億円	1,019 億円	
	実績値	1,138 億円 ※2	1,002 億円	
	差額	42 億円	▲17 億円	→ 乖離額 : 59 億円

※1 平成25年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

※2 NTT 東西ともに PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 2 億円を含む。

上記のように、NTT東日本においては、平成25年度の収入の実績値は概ね見込額と同水準であったものの、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を上回ったことにより費用の実績値が見込額を上回ったことから、結果として75億円の乖離が生じている。

また、NTT西日本においては、平成25年度の実績需要が予測を下回ったことにより収入の実績値が見込額を下回ったことに加え、NTT東日本と同様、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を上回ったことにより費用の実績値が見込額を上回ったことから、結果として59億円の乖離が生じている。

## (2) シングルスター方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シングルスター方式に係る平成27年度の接続料原価は、平成25年度における見込額と実績値との乖離額のうち、①NTT東西の局舎から利用者宅までの区間の加入者回線、②FTMに係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本：34億円、NTT西日本：22億円）。これを平成27年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

### ■ 乖離額（シングルスター方式）

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	34億円	(41億円)	75億円
	1芯当たり乖離額	177円		
NTT 西日本	乖離額	22億円	(37億円)	59億円
	1芯当たり乖離額	161円		

一芯当たり乖離額を算入したシングルスター方式の接続料は以下のとおり。

### ■ シングルスター方式の接続料 ※1※2 (タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成27年度 変更申請接続料	3,292円	3,353円
平成27年度 認可済接続料	3,115円	3,192円
乖離額 <small>※3</small>	177円	161円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費（東：61円、西：69円（平成27年度。実績原価方式により申請中））が必要。

※3 平成25年度における見込額と実績値との乖離額。



### (3)シェアドアクセス方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シェアドアクセス方式に係る平成27年度の接続料原価は、平成25年度における見込額と実績値との乖離額のうち、①NTT東西の局舎から局外スプリッタまでの区間の加入者回線、②FTMに係るもののみを加算して算定することとされている(NTT東日本:41億円、NTT西日本37億円)。これを平成27年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

#### ■乖離額(シェアドアクセス方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	(34億円)	41億円	75億円
	1芯当たり乖離額		160円	
NTT 西日本	乖離額	(22億円)	37億円	59億円
	1芯当たり乖離額		142円	

一芯当たり乖離額を算入したシェアドアクセス方式の接続料は以下のとおり。

#### ■シェアドアクセス方式の接続料 ※1※2 (タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成27年度 変更申請接続料	2,930円	2,947円
平成27年度 認可済接続料	2,781円	2,812円
乖離額 <small>※3</small>	160円	142円
局外スプリッタの前年適用 接続料と今回申請接続料との差額 <small>※2</small>	▲11円	▲7円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(平成27年度認可済接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西:61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

※3 平成25年度における見込額と実績値との乖離額。

#### (4) シェアドアクセス方式における複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料(いわゆるエントリーメニュー)の設定

本件申請では、(3)で乖離額調整を行ったシェアドアクセス方式の加入光ファイバ接続料を基に、平成27年度を適用開始時期とするエントリーメニューについても、情報通信行政・郵政行政審議会答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法(※)により、次のとおり設定されている。

※ エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、情郵審同答申を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。

開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

#### ■エントリーメニューに係る接続料

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	H26年度適用開始分	
			NTT東日本	NTT西日本
H27年4月1日から H28年3月31日まで に適用する料金 <sup>※1</sup> (接続開始日から1年未満の場合)	2,362円 <+45円 <sup>※2</sup> >	2,375円 <+26円 <sup>※2</sup> >	2,317円	2,349円
H28年4月1日から H29年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H28年度の通常メニュー <sup>※3</sup> の接続料と同額(円 <sup>※4</sup> )	H28年度の通常メニュー <sup>※3</sup> の接続料と同額(円 <sup>※4</sup> )	H27年度の通常メニュー の接続料と同額	
H29年4月1日以降 に適用する料金 <sup>※5</sup> (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H29年度の通常メニュー <sup>※3</sup> の接続料 <sup>※4</sup> + 580円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H29年度の通常メニュー <sup>※3</sup> の接続料 <sup>※4</sup> + 585円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H28年度の 通常メニュー の接続料 + 502円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)	H28年度の 通常メニュー の接続料 + 511円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)

※1 乖離額調整後の料金。

※2 昨年度(平成26年度を適用開始時期とする接続料)との比較。

※3 「通常メニュー」とは、エントリーメニュー以外ではない通常の接続料をいう。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

※5 H28年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

## 2. メタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置

NTT 東西は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)報告書を受け、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法に関し、平成24年度に電柱等・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法の見直しを、また、平成25年度にはケーブル保守に係る施設保全費の配賦方法の見直しを実施している。平成26年度接続料改定で認可された接続料は、配賦方法見直し後の費用を基に算定されている。

また、メタル検討会報告書では、配賦方法の見直しが加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果を有することから、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講ずることが提言された。

本件申請に当たっては、平成27年度の接続料について激変緩和措置を行う必要があるため、NTT 東西より接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

## 3. PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成25年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:34億円、NTT西日本:61億円

※3 第一種指定設備管理部門の費用として計上した特別損失 NTT東日本:24億円、NTT西日本:40億円

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	変更事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号））	—	変更事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号））	—	変更事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号））	—	変更事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号））	—	変更事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号))	—	変更事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号))	—	変更事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号))	—	変更事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあつせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号))	—	変更事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号))	—	変更事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号))	—	変更事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号))	—	変更事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、乖離額調整、配賦方法の見直しに伴う激変緩和措置及び PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いについては別記 1～3 のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

## 1. 乖離額調整の扱いについて

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)における加入光ファイバ接続料の認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

加入光ファイバ接続料については、既に接続料規則第3条ただし書に基づき接続料規則第12条の2第1項の特例として将来原価方式の乖離額調整が認められているため、本件申請においてもこれを認めることが適当である。

## 2. 配賦方法見直しに伴う激変緩和措置の扱いについて

接続料規則では、原則として機能ごとに接続料を定めることとされている(第8条第1項)。

一方、本件申請では、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書(以下「メタル検討会報告書」という。)を受けた施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の上昇を緩和するための激変緩和措置が講じられている。当該措置は、加入光ファイバ接続料の原価の一部を控除するものであり機能ごとに接続料の原価を定めることとする接続料規則第8条第1項の例外措置であることから、本件申請に当たっては、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料について、激変緩和措置の規模が配賦見直しの影響額の範囲内であること及び配賦見直しの影響により加入光ファイバ接続料の水準が前年度よりも上昇することが確認されており、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

## 3. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の

設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置については、①NTT東西から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去等）に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。



接続約款変更認可申請書

東相制第14-00096号  
平成27年1月19日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅志

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------



電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

- 料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

月額

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア～イ (略) ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
	② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	(略)	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,002円	(略)
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,906円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,002円	(略)	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,906円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,182円	(略)	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,083円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	(略)	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			(略)	(略)	(略)		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円	(略)
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				(略)	(略)	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円	(略)	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			(略)	(略)	(略)		
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,431円	(略)	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
			(略)	(略)	(略)		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,367円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,367円</u>		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,739円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,739円</u>		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,091円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,216円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円

				C 平成28年4月1日 以降に適用する料 金	1回線ご とに	(略)	
		② 保守の 区別がタ イプ1ー 2のもの		A 平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	3,001円	
				B 平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	2,953円	
				C 平成28年4月1日 以降に適用する料 金	1回線ご とに	(略)	
		③ ①②以 外のもの		A 平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	3,091円	
				B 平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	3,042円	
				C 平成28年4月1日 以降に適用する料 金	1回線ご とに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りま す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保守 の区分が タイプ1 ー1のも の		① 平成26年4月1 日から平成27年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,808円		
			② 平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,781円		
			③ 平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	2,755円		

				B 平成28年4月1日 以降に適用する料 金	1回線ご とに	(略)	
		② 保守の 区別がタ イプ1ー 2のもの		A 平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	3,122円	
				B 平成28年4月1日 以降に適用する料 金	1回線ご とに	(略)	
		③ ①②以 外のもの		A 平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	3,216円	
				B 平成28年4月1日 以降に適用する料 金	1回線ご とに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りま す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保守 の区分が タイプ1 ー1のも の		① 平成27年4月1日 から平成28年3月 31日まで適用する 料金	1回線ご とに	2,930円		
			② 平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	2,744円		

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,808円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,781円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,755円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,860円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,833円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,930円			
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,744円			
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,013円			
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,822円			
		(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>6,301円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,611円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,451円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,291円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,131円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,971円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,811円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,651円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,491円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,401円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,241円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,081円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,921円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,761円</u>		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,175円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,927円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,873円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,905円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,851円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,883円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,915円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,861円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,893円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,839円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,871円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>19,903円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>20,849円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>21,881円</u>		

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 ります。)によ り1芯にて伝 送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 ります。)によ り1芯にて伝 送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 491円のうち、479 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる502円 のうち、491円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。



			(ウ) <u>平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>502円</u> のうち、 <u>491円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	--------	---	--

			(ウ) <u>平成29年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>580円</u> のうち、 <u>568円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	--------	--	--

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる600円 のうち、585円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)③欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる502円 のうち、491円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる502円 のうち、491円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(ウ) 平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成29年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、580円 を加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる580円 のうち、568円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,383円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 617円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 517円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、505円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	--------	--	--

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	--------	---	--

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)①欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (イ)③欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	158円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	162円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	316円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	324円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)①欄に規定する料金額
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (イ)②欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	340円
		(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	73円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	73円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	271円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	73円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	74円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	74円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	284円	76円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	74円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	279円	74円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	76円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	74円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	74円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	283円	76円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,808 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,781 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,755 円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,808 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,781 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,755 円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,888 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,860 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,833 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,930 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,744 円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,930 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,744 円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,822 円

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額	
区分	単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額		接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額	
区分	単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。



	イ 保守 の区別 がタイ プ1ー 2のも の	(7) 平成26 年4月 1日か ら平成 27年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、600円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる600円のうち、585 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成27 年4月 1日か ら平成 28年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる491円のうち、479 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成28 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる502円のうち、491 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

	イ 保守 の区別 がタイ プ1ー 2のも の	(7) 平成27 年4月 1日か ら平成 28年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる491円のうち、479 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成28 年4月 1日か ら平成 29年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる502円のうち、491 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成29 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 2第2欄イ(イ)欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる580円のうち、568 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

	ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,383円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	ウ アイ以外のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	--	--

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金

## 第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.14%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

## 第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.01%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯 式 の も の	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,364円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,166円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯 式 の も の		ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	632円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	648円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯 式 の も の	ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,863円
			イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯 式 の も の		ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	680円
			イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

# 網使用料算定根拠

加入者光ファイバ

<東日本>

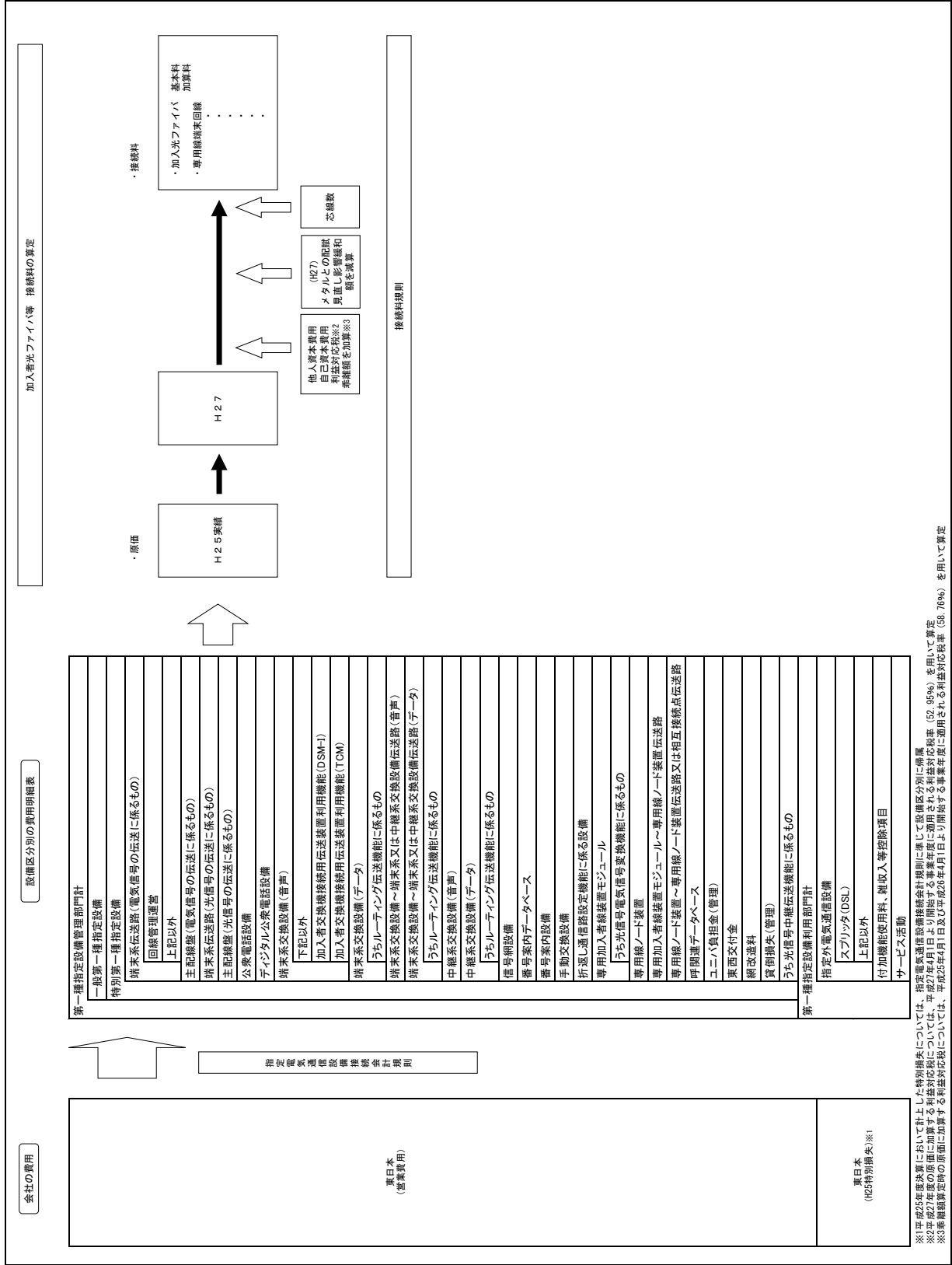


## 目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	19
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	20
V. 資本構成比率の算定	21
VI. 他人資本利子率の算定	22
VII. 自己資本利益率の算定	23
VIII. 利益対応税率の算定	24
IX. 料金設定に使用した回線数	26
X. 料金設定に使用した保守換算係数	29
X I. 料金設定に使用した貸倒率	31
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	32
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	33
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	34
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	35
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	36
2. 設備区分別固定資産明細表	39
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	41
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	42



I. 算定手順



※1平成25年度決算において計上した特別損失については、指定電気通信設備検査料規程に基づき、設備区分別に帰属  
 ※2平成27年度の面に加算する利益対応料については、平成27年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応料率(52.95%)を用いて算定  
 ※3平成25年度決算において、平成25年4月1日及び平成26年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応料率(58.76%)を用いて算定

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門				主配線盤		指定設備利用部門			①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				(光信号の伝送に係るもの)		付加機能使用料、雑収入控除項目					
	① 右記 以外	② 分岐引込線 (光層内配線 含む)	③ 局外スプリ タ	④ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑤ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑥ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	⑦ 左記以外	⑧ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑨ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑩ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑪ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	
①指定設備管理運営費	141,630	109,226	30,689	1,715	3,611	3,590	251,997	4,994	247,003	114,220	113,563	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	2,186	4	29	50	50	66	1	65	2,187	2,187	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	18,982	34	251	431	431	571	4	567	18,986	18,984	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	11,522	11,352	20	150	258	258	341	2	339	11,355	11,354	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	174,637	141,746	30,747	2,145	4,350	4,329	252,975	5,001	247,974	146,748	146,088	①+②+③+④
⑥正味固定資産	771,240	761,193	0	10,047	17,241	17,241	0	0	0	761,193	761,193	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	913	0	12	21	21	0	0	0	913	913	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	6,090	0	80	138	138	0	0	0	6,090	6,090	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	4,928	1,394	64	157	155	23,276	179	23,097	5,107	5,025	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	773,124	1,394	10,203	17,557	17,555	23,276	179	23,097	773,303	773,221	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	33,121	60	437	752	752	997	8	989	33,128	33,125	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	16,185	2,190	96	285	285	7,796	0	7,796	16,185	16,185	
⑬減価償却費	69,681	51,786	16,820	1,075	2,043	2,043	56,012	1,663	54,349	53,449	53,449	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	1,834	531	33	26	26	1,979	1,897	82	3,731	3,731	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.4	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成25年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,931	①÷②
④他人資本費用(円)	72	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	626	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	374	(⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	4,003	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	334	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	167	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	3,358	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	6,729	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,092	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤		指定設備利用部門			①+③		備考
	右記以外				(光信号の伝送に係るもの)		付加機能使用料、雑収入控除項目					
	① 右記 以外	② 分岐引込線 (光層内配線 含む)	③ 局外スプリ タ	④ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑤ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑥ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	⑦ 左記以外	⑧ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑨ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑩ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	⑪ 971-221に係る 営業時間外追加 2分以外	
①指定設備管理運営費	141,630	95,426	94,853	44,488	1,715							(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	2,185	2,184	6	29							⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	18,966	18,965	50	251							⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	11,522	11,343	11,342	30	150							(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	174,637	127,920	127,344	44,574	2,145							①+②+③+④
⑥正味固定資産	771,240	761,193	761,193	0	10,047							(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	913	913	0	12							⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	6,090	6,090	0	80							⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	4,301	4,230	2,020	64							(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	772,497	772,426	2,020	10,203							⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	33,094	33,091	87	437							⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	15,200	15,200	3,175	96							
⑬減価償却費	69,681	44,222	44,222	24,384	1,075							(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	1,595	1,595	770	33							

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤				
	右記以外	タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外	主端末回線 に係る引込線 (光屋内配線含む)	局外スプリッタ	右記以外	タイプ1-2.2に係る 営業時間外追加コスト以外		
①指定設備管理運営費	141,630	102,174	101,572	37,741	1,715	3,611	3,590	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	2,185	2,185	5	29	50	50	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	18,974	18,972	42	251	431	431	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	11,522	11,348	11,346	25	150	258	258	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	174,637	134,681	134,075	37,813	2,145	4,350	4,329	①+②+③+④
⑥正味固定資産	771,240	761,193	761,193	0	10,047	17,241	17,241	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	913	913	0	12	21	21	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	6,090	6,090	0	80	138	138	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	4,608	4,532	1,714	64	157	155	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	772,804	772,728	1,714	10,203	17,557	17,555	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	33,107	33,104	73	437	752	752	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	15,682	15,682	2,694	96	285	285	
⑬減価償却費	69,681	47,920	47,920	20,686	1,075	2,043	2,043	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	1,711	1,711	653	33	26	26	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	134,075	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	4,329	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	138,404	①+②

c. 平成25年度適用接続料に加算した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲6,226	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの①より
②主配線盤	▲293	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの⑧より
③合計	▲6,519	①+②

d. 原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	127,849	bの①+cの①
②主配線盤	4,036	bの②+cの②
③合計	131,885	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	1,505	平成25年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	1,462	
③負担金あり	44	
④光信号主端末回線	1,896	
⑤加入者回線	3,401	
⑥主配線盤	3,403	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	55,790	②+③
②負担金なし	54,257	aの②×3,093円×12ヶ月
③負担金あり	1,533	aの③×2,931円×12ヶ月
④光信号主端末回線	59,650	aの④×2,622円×12ヶ月
⑤加入者回線	115,440	①+④
⑥主配線盤	4,492	aの⑥×110円×12ヶ月
⑦合計	119,932	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	12,409	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲456	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	11,953	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	134,075	(1)のbの①
②光信号主端末回線	127,344	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	6,731	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	5.02%	③÷①

b. 光信号端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	146,088	ア-1. 光信号端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	139,359	①-③
③加算料相当コスト	6,729	ア-1. 光信号端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.61%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	12,409	(3)の①
②光信号主端末回線	11,786	①-⑤
③下記以外	11,243	②-④
④加算料相当コスト	543	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	623	①×aの④
⑥下記以外	594	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	29	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲456	(3)の②
⑨合計	11,953	①+⑧

## (5) 乖離額単金の算定

## a. 平成25年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:千円)

区分	平成25年度 (見込値)	備考
①加入者回線	5,209	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠のⅡの1-1のイの(4)のc(平成25年度)より
②光信号主端末回線	4,919	
③下記以外	4,694	
④加算料相当コスト	225	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	290	
⑥下記以外	277	
⑦加算料相当コスト	13	
⑧支配線盤	▲776	
⑨合計	4,433	

## b. 平成25年度における収入と原価の差額に係る見込値との差額(平成27年度適用接続料に加算する乖離額)の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	7,200	(4)のc-aより
②光信号主端末回線	6,867	
③下記以外	6,549	
④加算料相当コスト	318	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	333	
⑥下記以外	317	
⑦加算料相当コスト	16	
⑧支配線盤	320	
⑨合計	7,520	

## c. 平成27年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成27年度	備考
①光信号主端末回線	1,620	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠(別添1)より
②加入者回線に占める割合	43.25%	
③負担金なし	1,579	
④負担金あり	41	
⑤光信号主端末回線	2,126	
⑥加入者回線に占める割合	56.75%	
⑦加入者回線	3,746	
⑧支配線盤	3,748	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠(別添2)より

## d. 平成27年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	3,303	bの①-④
②下記以外	3,149	bの③+bの⑥-⑤
③加算料相当コスト	154	bの④+bの⑦-⑥
④光信号主端末回線	3,897	bの②×cの⑥
⑤下記以外	3,717	④-⑥
⑥加算料相当コスト	180	bの④×cの⑥
⑦支配線盤	320	bの⑧
⑧合計	7,520	①+④+⑦

## e. 平成27年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	170	②+③
②下記以外	162	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	8	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	153	⑤+⑥
⑤下記以外	146	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	7	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦支配線盤	7	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	3,148	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成27年度)より
②乖離額	169	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③配賦見直し影響緩和額	195	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのaの⑤(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	3,122	①+②-③

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	162	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのbの③(平成27年度)より
②乖離額	8	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	170	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①主配線盤	55	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのcの③(平成27年度)より
②乖離額	7	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	62	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	2,733	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのdの③(平成27年度)より
②乖離額	153	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③配賦見直し影響緩和額	173	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のエのbの⑥(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	2,713	①+②-③

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	140	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのeの③(平成27年度)より
②乖離額	7	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	147	①+②

(1)原価の算定

A. 設備区別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考	
	メタル加入者回線								
	227,031	195,650	186,378	6,555	67,961	37,192	118,417		
									(再掲) 試験受付
(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線								(再掲) 土木設備	
①指定設備管理運営費	227,031	195,650	186,378	6,555	67,961	37,192	118,417	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)	
②他人資本費用	2,069	2,006	1,873	3	1,195	924	678	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	17,965	17,413	16,280	30	10,378	8,021	5,883	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	10,744	10,414	9,724	18	6,207	4,797	3,518	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率	
⑤合計	257,809	225,483	214,235	6,606	85,741	50,934	128,496	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	705,105	686,211	640,271	410	414,111	321,975	226,160	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	846	823	768	0	497	386	271	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,641	5,490	5,122	3	3,313	2,576	1,809	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	20,117	16,724	16,122	809	4,762	1,747	11,359	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	731,709	709,248	662,283	1,222	422,683	326,684	239,599	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	31,346	30,384	28,372	52	18,108	13,995	10,264	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	23,726	23,546	21,896	14	14,162	11,011	7,734	
⑬減価償却費	40,139	36,148	33,479	60	14,985	11,651	18,494	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,227	2,168	2,031	8	715	556	1,316	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	OCU				
	光	メタル	加入者収容装置 (ATMデータ 伝送)		
①指定設備管理運営費	1,456	427	1,029	208	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	11	3	8	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	95	27	68	10	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	57	16	41	6	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,619	473	1,146	225	①+②+③+④

⑥正味固定資産	3,750	1,081	2,668	380	参考4. 設備区別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	5	1	3	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	30	9	21	3	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	94	27	67	22	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	3,879	1,118	2,759	405	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	166	48	118	17	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	46	13	33	5	
⑬減価償却費	633	190	442	30	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	28	7	21	1	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算				
	電話等				
①指定設備管理運営費	29,718	28,709	7,503	12	参考1. 設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	51	50	7	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	446	437	61	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	267	261	36	0	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	30,482	29,457	7,607	12	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,765	14,488	1,567	3	参考2. 設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	18	17	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	118	116	13	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,279	3,162	905	2	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	18,180	17,783	2,487	5	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	779	762	107	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	130	126	31	0	
⑬減価償却費	3,327	3,255	230	0	参考1. 設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	30	29	3	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					料金額	備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
相互接続回線					その他		
ラインシェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	DSLファイル連携に係る開発費用				
①指定設備管理運営費	737	846	1,249	58	18,317	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	1	2	0	39	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9	10	18	0	338	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5	6	11	0	202	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	752	863	1,280	58	18,896	0	①+②+③+④

⑥正味固定資産	285	313	574	0	11,748	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	14	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	3	5	0	94	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	86	99	144	7	1,920	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	373	415	724	7	13,776	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	16	18	31	0	590	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	6	6	12	0	71	0	
⑬減価償却費	39	45	78	0	2,863	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	4	0	20	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			支配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考	
	回線管理運営			その他	(再掲)メタル設備のみを用いる加入者回線に係る支配線盤		
	ATMデータ伝送		データ伝送機能				
	端末回線伝送機能	データ伝送機能					
①指定設備管理運営費	61	25	36	948	7,053	6,976	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・支配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	84	83	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	9	729	719	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	5	436	430	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	63	25	36	963	8,302	8,208	①+②+③+④

⑥正味固定資産	13	5	8	264	28,841	28,417	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙2. 加入者回線・支配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	35	34	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	2	231	227	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	8	3	4	109	596	593	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	21	8	12	375	29,703	29,271	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1	0	1	16	1,272	1,254	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	4	493	487	
⑬減価償却費	1	0	1	71	1,684	1,640	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・支配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	106	106	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		指定設備利用部門 スプリッタ(DSL)	備考
	(再掲)局外スプリッタ(局外分岐)			
①指定設備管理運営費	141,630	1,715	585	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,219	29	4	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	19,266	251	32	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	11,522	150	19	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	174,637	2,145	640	①+②+③+④

⑥正味固定資産	771,240	10,047	1,232	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	925	12	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,170	80	10	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,385	64	48	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,720	10,203	1,291	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	33,617	437	55	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	18,472	96	19	
⑬減価償却費	69,681	1,075	175	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2,398	33	5	



## B. OCU

## 光設備を用いるOCU

## (a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	473	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	20,705	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	1,904	①÷②÷12ヶ月

## (b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲113	平成25年度接続料金において加算した調整額

## (c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	20,705	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,526	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	379	①×②×12ヶ月

## (d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲19	((a)の①+(b)の①)×(1+1 X. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

## (e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	472	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲19	(d)の①
③合計(百万円)	453	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	1,823	③÷(a)の②÷12ヶ月

## C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	28,258	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	358	
③自己資本費用(円/回線・年)	3,109	
④利益対応税(円/回線・年)	1,859	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	33,584	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,799	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲325	平成25年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,465	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	9	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,783	⑥の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,792	⑩+⑨

## D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

## (a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	225	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

## (b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	55	平成25年度接続料金において加算した調整額

## (c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	304,960	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	52	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	190	①×②×12ヶ月

## (d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	90	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

## (e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	224	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	90	(d)の①
③合計(百万円)	314	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	86	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費 (ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	25	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	4	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	6,352	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	281	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	21	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	8	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	25	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	8	(d)の①
③合計(百万円)	33	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	433	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,145	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,935,762	区の1の(95)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	92	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲267	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,935,762	区の1の(95)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	103	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	2,393	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲515	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,130	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲515	(d)の①
③合計(百万円)	1,615	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	70	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 光分岐端末回線

区分	単芯区間			少芯区間	備考	
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット			
①割設費(円/回線)	23,854	17,279	4,849	1,726	7,377	
②設備管理運営費(円/回線・年)	1,938	1,714	165	59	760	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,127	1,127	0	0	494	
③他人資本費用(円/回線・年)	24	24	0	0	11	
④自己資本費用(円/回線・年)	53	53	0	0	93	
⑤利益対応税(円/回線・年)	33	33	0	0	56	
⑥合計(円/回線・年)	2,048	1,824	165	59	920	②+③+④+⑤

・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。  
 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の割設費(16,814円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。  
 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.034)により算定した。

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	5,921	4,900	1,021	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	468	387	81	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	255	211	44	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の創設費の合計(31,231円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1896)を乗じて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	9	7	2	
④自己資本費用 (円/回線・年)	82	68	14	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	49	41	8	
⑥合計 (円/回線・年)	608	503	105	

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの  
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,576	Gの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲513	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,276	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲213	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	3,562	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	279	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの  
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,517	Gの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲502	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,216	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲201	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	3,503	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	275	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,520	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(平成25年度実績(キャビネット設置:52%、引き渡し:94.8%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲583	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,132	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲195	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	3,506	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	276	(④+⑤)÷12ヶ月

(d)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	920	Gの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲96	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	852	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲28	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)−③
⑤費用計(円/回線・年)	914	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	74	(④+⑤)÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,244	1-1のウのaの④×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,244	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,431	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	12,863	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×4(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	1,823	Bの(e)の④
②主配線費 (円/回線・月)	124	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,792	Cの①
④料金 (円/回線・月)	4,739	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	1,823	Bの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	124	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,792	Cの①×Xの保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	4,739	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(ア)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,216	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,122	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,216	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	70	70	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,713	2,539	平成27年度については1-1のウのdの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	147	135	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,930	2,744	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	70	70	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,713	2,539	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	147	135	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,930	2,744	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	72	72	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,794	2,615	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	147	135	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,013	2,822	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)(ア)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア)料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## (イ)料金額

区分	平成27年度			
	①加入者回線	②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	④料金
	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	3,526	433	7,175
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	6,278	433	9,927
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	7,224	433	10,873
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	8,256	433	11,905
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	9,202	433	12,851
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	10,234	433	13,883
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	11,266	433	14,915
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	12,212	433	15,861
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	13,244	433	16,893
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	14,190	433	17,839
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	15,222	433	18,871
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	16,254	433	19,903
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	17,200	433	20,849
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,216	18,232	433	21,881

## ②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	170	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	340	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 エ 4芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	680	1-1のウのbの③×4×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用するもの

## ① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	276	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## ② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	276	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## ③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	284	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

## A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	279	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	279	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	287	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないもの

## A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	275	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	275	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

## C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	283	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	74	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	74	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	76	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,930	2,744	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,930	2,744	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ウ) (イ)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,013	2,822	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)の④

1-3. 光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,930	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	568	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,362	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.01%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	580	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	580	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,930	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	568	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,362	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.01%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	580	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	580	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のうち、アイ以外のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のうち、アイ以外のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.01%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	597	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	597	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,362	①基本料のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	580	①基本料のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,362	①基本料のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	580	①基本料のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①基本料のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金(平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	597	①基本料のi. より



(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,225	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のアイ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合A 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,930	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	276	1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	61	平成27年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,542	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	23,440	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,333,259 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	2,900 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0012 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

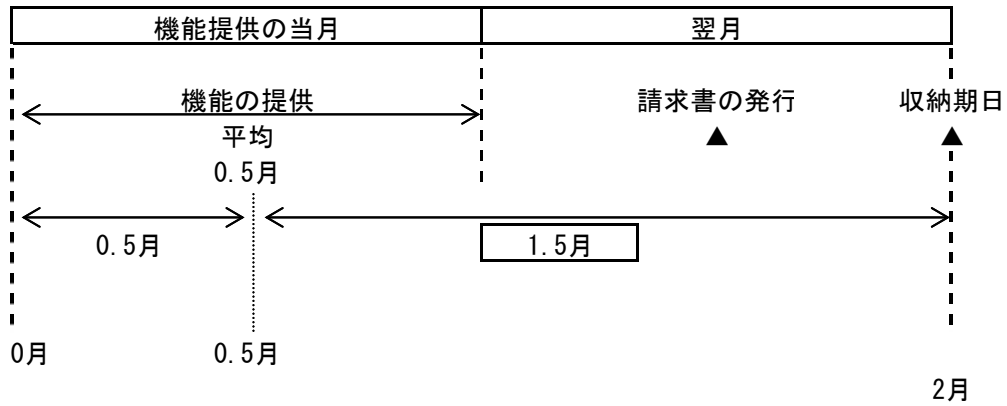
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,840,293 (A)
貯蔵品 (※)	22,759 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0080 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

## V. 資本構成比率の算定

### (1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H25) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)					
電気通信事業 固定資産	711,835 (0.198)	③ 圧縮後の資本構成比	H25稼働 電気通信事業固定資産	2,840,293	有利子負債 711,835 (0.237)	↑ 負債				
2,840,293	その他の負債 505,202 (0.140)						② 流動資産の 圧縮 ▲603,887	貯蔵品(月平均) 22,759	退職給付引当金 128,215 (0.043)	↓ 資本
	退職給付引当金 226,899 (0.063)									
流動資産等 762,413	自己資本 2,158,769 (0.599)	158,526	運転資本 131,648							
計 3,602,706	計 2,998,819			計 2,998,819						

### (2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left( \frac{711,835}{\text{負債}} + \frac{128,215}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,998,819}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.280}$$

### (3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{711,835}{\text{有利子負債}} \div \left( \frac{711,835}{\text{負債の合計}} + \frac{128,215}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.847}$$

### (4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.847}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.153}$$

### (5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.280}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.720}$$

## VI. 他人資本利率の算定

### (1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成25年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.01\%}$$

(単位：%)

年度	25
区分	
他人資本利率	1.01

(注) 借入金の平均利率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.02\%}$$

(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	平均
区分						
他人資本利率	1.37	1.17	1.08	0.81	0.69	1.02

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.01\% \times 0.847 + 1.02\% \times 0.153 = \boxed{1.01\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

## Ⅶ. 自己資本利益率の算定

### 1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	23	24	25	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.39	3.76	8.16	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.08	0.81	0.69	—	
①-②	2.31	2.95	7.47	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.47	2.58	5.17	3.41

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成25年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

### 2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	21	22	23	24	25	
主要企業の自己資本利益率	3.04	4.00	3.39	3.76	8.16	4.47

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成25年度は速報値である。

### 3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 3.41%

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方法人特別税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.95%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方法人特別税を  $x_2 (= x_1 \times 0.674)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.043$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.674)) \times 0.043 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.043}{1+0.072} \times y = \underline{0.0401y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.674$$

$$= 0.674 \times 0.0401y$$

$$= \underline{0.0270y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0401y + 0.0270y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2379y \times 0.032 =$$

$$\underline{0.0076y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2379y \times 0.097 =$$

$$\underline{0.0231y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2379y \times 0.044 =$$

$$\underline{0.0105y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3462y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3462y}{(1-0.3462)y} = \frac{0.3462y}{0.6538y} = 0.5295$$

税引前利益  $y$

利益対応税

$$x = 0.3462y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3462)y$$



Ⅸ. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
<b>加入者回線</b>				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,108,383	1	1.00	1,108,383
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	14,604,885	1	1.00	14,604,885
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	327,975	1	1.03	337,814
(4) 4線式	19,414	2	1.03	39,993
(5) メタルサービス小計	16,060,657	-	-	16,091,075
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,868	1	1.00	18,868
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,804,800	1	1.00	2,804,800
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	531,929	1	1.03	547,887
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	19,907	2	1.00	39,814
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,907	2	1.03	5,988
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	3,378,415	-	-	3,417,365
(14) 計 ((5)+(13))	19,439,072	-	-	19,508,440
(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,378,415	-	1.00	3,401,233
<b>(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数</b>				
(15) メタルサービス・2線式	3,151,054			
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	978,276			
(17) 光サービス	3,357,648			
(18) 計 ((15)+(17))	6,508,702			
<b>(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数</b>				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,186,734
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	14,904,341
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	16,091,075
<b>(再掲) メタルサービスの回線数内訳</b>				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,173,354
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	13,917,721
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	16,091,075

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
<b>加入者回線</b>				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,108,383	1	1.00	1,108,383
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	14,604,885	1	1.00	14,604,885
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	327,975	1	1.03	337,814
(28) 4線式	19,414	2	1.03	39,993
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	113,912	1	1.00	113,912
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,927,651	1	1.00	1,927,651
(31) メタルサービス小計	18,102,220	-	-	18,132,638
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,868	1	1.00	18,868
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,804,800	1	1.00	2,804,800
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	531,929	1	1.03	547,887
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	807	2	1.00	1,614
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	19,907	2	1.00	39,814
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,907	2	1.03	5,988
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	3,379,218	-	-	3,418,971
(40) 計 ((31)+(39))	21,481,438	-	-	21,551,609
(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	3,379,218	-	1.00	3,402,839
<b>(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数</b>				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,186,734
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	16,945,904
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	18,132,638
<b>(再掲) メタルサービスの回線数内訳</b>				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,173,354
(45) 追加MDF	-	-	-	2,041,563
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	13,917,721
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	18,132,638

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
<b>OCU使用回線</b>				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	8,812	1	1.00	8,812
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,657,354	1	1.00	1,657,354
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	42,183	1	1.00	42,183
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	227	1	1.00	227
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	20,705	1	1.00	20,705
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,686,871	-	-	1,686,871

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	13,404,230
(55) (再) PHS基地局回線	17,794
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,294,138
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,022,274
(58) 光ファイバ・相互接続回線	1,068,295
(59) 上記以外の回線数	10,584,854
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	28,373,791
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,402,501
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	3,108,363

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	14,874,734
(64) DSL回線故障対応機能契約数	611,871
(65) 計 ((63)+(64))	15,486,605

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話(下記以外)	54,675
(66-2) アナログ公衆電話(特設公衆電話)	14,818
(67-1) デジタル公衆電話(下記以外)	43,137
(67-2) デジタル公衆電話(特設公衆電話)	232
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	112,862
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	11,838,097
(70) デジタル回線数(INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,675,143
(71) 計 ((69)+(70))	13,513,240

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
(72) 計	611,871

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	5,380	41	220,580
(74) 6 Mb/s	469	73	34,237
(75) 9 Mb/s	81	84	6,804
(76) 12 Mb/s	364	96	34,944
(77) 15 Mb/s	9	107	963
(78) 18 Mb/s	15	119	1,785
(79) 21 Mb/s	4	131	524
(80) 24 Mb/s	12	142	1,704
(81) 27 Mb/s	2	154	308
(82) 30 Mb/s	0	165	0
(83) 33 Mb/s	6	177	1,062
(84) 36 Mb/s	1	189	189
(85) 39 Mb/s	4	200	800
(86) 42 Mb/s	5	212	1,060
(87) 計	6,352	-	304,960

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	715,143	1	1.00	715,143
(90) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,961	1	1.03	3,050
(91) 1Gbit/sタイプ 小計	718,104	-	-	718,193

・局外スプリッタ算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-1 (注1)	264	1	1.00	264
(93) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	1,925,768	1	1.00	1,925,768
(94) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	9,447	1	1.03	9,730
(95) 局外スプリッタ(8分岐)小計	1,935,479	-	-	1,935,762

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	72,735	1	1.00	72,735
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	148	1	1.03	152
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	72,883	-	-	72,887
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-2（注2）	9,053	1	1.00	9,053
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ2（注3）	2,667	1	1.03	2,747
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）小計	11,720	-	-	11,800
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-2（注2）	370,577	1	1.00	370,577
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ2（注3）	667	1	1.03	687
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）小計	371,244	-	-	371,264

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	605,731	1	1.00	605,731
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	2,704	1	1.03	2,785
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	608,435	-	-	608,516
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	823	1	1.00	823
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	214	1	1.03	220
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	1,037	-	-	1,043

・特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数
特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) ATMインターフェイスにより符号伝送が可能なもの	4,878
(117) ISDN一次群速度ユーザ・網インターフェイスにより符号伝送が可能なもの	24,522
(118) 計 (116)+(117)	29,400

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(119) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。  
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。  
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。  
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

## X. 料金設定に使用した保守換算係数

### 1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.413
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.598
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.1
b. その他のコストの割合	89.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

### 2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.951
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.981
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.364
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

### 3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.951
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.981
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.364
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

## X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H25	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	181,485	H25年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

## 加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	107,628	3,624	104,004	5,646	2,825	7	2,818
共通費	・施設保全費支出額比	6,356	232	6,124	266	1,028	11	1,017
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	11,166	409	10,756	550	715	6	709
試験研究費	・取得資産額比	1,777	130	1,647	1	40	2	38
通信設備使用料	・取得資産額比	7	1	7	3	1	0	1
租税公課	・正味資産額比	23,546	1,650	21,896	14	493	6	487
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	36,148	2,669	33,479	60	1,684	44	1,640
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	9,021	557	8,464	16	268	2	266
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,168	137	2,031	8	106	1	106
合計		195,650	9,271	186,378	6,555	7,053	77	6,976

(※) 收容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

## 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線				メタル主配線盤			
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤		
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,643	49	1,594	1,594	54,578	719	53,859
		減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	1,439	43	1,397	1,397	50,710	609	50,101
		正味価額	取得資産額比(線路・土木)	204	6	198	198	3,868	110	3,758
	市外電話機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		—	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,220	0	1,220	0	0	0	0	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	815	0	815	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	405	0	405	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	672	0	672	0	0	0	0	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	638	0	638	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	34	0	34	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,383	162	2,221	817	256	0	256	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	1,892	129	1,763	649	204	0	204	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	491	33	458	168	53	0	53	
電話番号案内設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	914	69	846	0	26	0	26	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	699	52	647	0	20	0	20	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	215	16	199	0	6	0	6	
空中線設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	23	0	23	0	0	0	0	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	22	0	22	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	1	0	1	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	直接賦課・芯線数比	2,224,696	86,975	2,137,721	0	0	0	0	
	減価償却累計額	直接賦課・芯線数比	1,930,073	68,517	1,861,556	0	0	0	0	
	正味価額	直接賦課・芯線数比	294,623	18,458	276,165	0	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	管路ケーブル長比	1,632,305	122,810	1,509,496	0	0	0	0	
	減価償却累計額	管路ケーブル長比	1,312,189	98,723	1,213,465	0	0	0	0	
	正味価額	管路ケーブル長比	320,117	24,086	296,031	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	直接賦課	39	0	39	0	0	0	0	
	減価償却累計額	直接賦課	27	0	27	0	0	0	0	
	正味価額	直接賦課	12	0	12	0	0	0	0	
建物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	82,533	3,192	79,341	52	56,954	719	56,235	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	58,616	2,282	56,334	37	40,128	506	39,821	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	23,916	930	22,986	15	16,826	213	16,613	
構築物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	6,053	235	5,819	4	4,272	54	4,218	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	4,794	186	4,608	3	3,383	43	3,340	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	1,260	49	1,211	1	889	11	878	
機械及び装置	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,937	193	3,744	2	95	1	94	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,664	128	2,536	2	69	0	69	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	1,274	65	1,208	1	25	0	25	
車両及び船舶	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	436	12	425	0	9	0	9	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	320	9	312	0	6	0	6	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	116	3	113	0	2	0	2	
工具、器具及び備品	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	15,506	649	14,858	10	594	4	590	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	11,689	479	11,210	7	464	3	461	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	3,817	169	3,648	2	130	1	129	
リース資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	343	13	330	0	7	0	7	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	253	10	243	0	5	0	5	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	89	3	86	0	2	0	2	
土地	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	14,886	552	14,335	9	6,663	83	6,580	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	14,886	552	14,335	9	6,663	83	6,580	
建設仮勘定	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	8,551	596	7,955	5	55	2	53	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	8,551	596	7,955	5	55	2	53	
無形固定資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	98,112	6,713	91,399	60	866	8	857	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	81,913	5,740	76,173	50	544	5	539	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	16,199	973	15,226	10	321	3	318	
合計	取得価額	—	4,094,254	222,218	3,872,036	2,556	124,374	1,591	122,783	
	減価償却累計額	—	3,408,043	176,278	3,231,765	2,145	95,533	1,167	94,366	
	正味価額	—	686,211	45,940	640,271	410	28,841	424	28,417	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。



## メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル設備のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	-	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0.000
運費用	-	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	104,004	30,285	10,143	73,719	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	6,124	1,783	597	4,341	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	10,756	3,132	1,049	7,624	0.000
試験研究費	・取得資産額比	1,647	409	250	1,237	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	7	0	0	7	0.000
租税公課	・正味資産額比	21,896	14,162	11,011	7,734	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	33,479	14,985	11,651	18,494	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	8,464	3,204	2,491	5,260	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,031	715	556	1,316	0.000
合計		186,378	67,961	37,192	118,417	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

## メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者の回線のみを用いる	上部区間		下部区間		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
				(再掲)土木設備			
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	1,594	812	496	782	0.000
		減価償却累計額	1,397	712	434	685	0.000
		正味価額	198	101	62	97	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	1,220	0	0	1,220	0.000	
	減価償却累計額	815	0	0	815	0.000	
	正味価額	405	0	0	405	0.000	
無線機械設備	取得価額	672	0	0	672	0.000	
	減価償却累計額	638	0	0	638	0.000	
	正味価額	34	0	0	34	0.000	
電力設備	取得価額	2,221	937	572	1,284	0.000	
	減価償却累計額	1,763	744	454	1,019	0.000	
	正味価額	458	193	118	265	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	846	844	515	2	0.000	
	減価償却累計額	647	646	394	1	0.000	
	正味価額	199	198	121	0	0.000	
空中線設備	取得価額	23	0	0	23	0.000	
	減価償却累計額	22	0	0	22	0.000	
	正味価額	1	0	0	1	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,137,721	963,388	0	1,174,333	0.000
		減価償却累計額	1,861,556	887,823	0	973,733	0.000
		正味価額	276,165	75,565	0	200,600	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,509,496	1,509,496	1,509,496	0	0.000	
	減価償却累計額	1,213,465	1,213,465	1,213,465	0	0.000	
	正味価額	296,031	296,031	296,031	0	0.000	
海底線設備	取得価額	39	39	0	0	0.000	
	減価償却累計額	27	27	0	0	0.000	
	正味価額	12	12	0	0	0.000	
建物	取得価額	79,341	42,843	26,152	36,497	0.000	
	減価償却累計額	56,354	30,459	18,592	25,895	0.000	
	正味価額	22,986	12,384	7,559	10,602	0.000	
構築物	取得価額	5,819	3,132	1,912	2,687	0.000	
	減価償却累計額	4,608	2,480	1,514	2,128	0.000	
	正味価額	1,211	652	398	559	0.000	
機械及び装置	取得価額	3,744	2,507	1,530	1,237	0.000	
	減価償却累計額	2,536	1,696	1,035	840	0.000	
	正味価額	1,208	812	496	397	0.000	
車両及び船舶	取得価額	425	304	186	121	0.000	
	減価償却累計額	312	223	136	89	0.000	
	正味価額	113	81	49	32	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	14,858	8,875	5,418	5,982	0.000	
	減価償却累計額	11,210	6,763	4,128	4,447	0.000	
	正味価額	3,648	2,112	1,289	1,536	0.000	
リース資産	取得価額	330	219	134	111	0.000	
	減価償却累計額	243	161	98	83	0.000	
	正味価額	86	58	36	28	0.000	
土地	取得価額	14,335	8,148	4,974	6,187	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	14,335	8,148	4,974	6,187	0.000	
建設仮勘定	取得価額	7,955	5,177	3,160	2,778	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	7,955	5,177	3,160	2,778	0.000	
無形固定資産	取得価額	91,399	84,456	51,553	6,943	0.000	
	減価償却累計額	76,173	71,869	43,869	4,304	0.000	
	正味価額	15,226	12,587	7,683	2,639	0.000	
合計	取得価額	3,872,036	2,631,177	1,606,096	1,240,859	0.000	
	減価償却累計額	3,231,765	2,217,067	1,284,121	1,014,699	0.000	
	正味価額	640,271	414,111	321,975	226,160	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。









設備区分別固定資産明細表

(平成25年度接統会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 建物, 機械器具, 自動車) and rows for various items (e.g., 敷地, 建物, 機械器具). The table contains numerical data representing asset values in million yen.

(参考3)

## 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	20,879	0	0	0	20,879
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	110,701	107,628	462	143	2,469
共通費	7,482	6,356	74	12	1,041
管理費	13,089	11,166	84	11	1,827
試験研究費	1,868	1,777	87	3	0
通信設備使用料	21	7	11	2	0
租税公課	23,726	23,546	46	5	130
減価償却費	40,139	36,148	633	30	3,327
固定資産除却費	9,126	9,021	58	2	45
(再)除却損	2,227	2,168	28	1	30
合計	227,031	195,650	1,456	208	29,718



(参考4)

## 設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	資産の項目	指定設備管理部門					
		(端末系伝送路に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	13,916	1,643	12,272	1	0
		減価償却累計額	11,990	1,439	10,549	1	0
		正味価額	1,927	204	1,723	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	5,854	1,220	2,997	1,637	0	
	減価償却累計額	5,187	815	2,835	1,537	0	
	正味価額	668	405	163	100	0	
無線機械設備	取得価額	672	672	0	0	0	
	減価償却累計額	638	638	0	0	0	
	正味価額	34	34	0	0	0	
電力設備	取得価額	4,616	2,383	1,930	303	0	
	減価償却累計額	3,665	1,892	1,533	241	0	
	正味価額	951	491	398	62	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	935	914	20	1	0	
	減価償却累計額	715	699	15	1	0	
	正味価額	220	215	5	0	0	
空中線設備	取得価額	23	23	0	0	0	
	減価償却累計額	22	22	0	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,224,696	2,224,696	0	0	0
		減価償却累計額	1,930,073	1,930,073	0	0	0
		正味価額	294,623	294,623	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,632,305	1,632,305	0	0	0	
	減価償却累計額	1,312,189	1,312,189	0	0	0	
	正味価額	320,117	320,117	0	0	0	
海底線設備	取得価額	39	39	0	0	0	
	減価償却累計額	27	27	0	0	0	
	正味価額	12	12	0	0	0	
建物	取得価額	93,818	82,533	3,023	431	7,831	
	減価償却累計額	66,706	58,616	2,136	304	5,650	
	正味価額	27,111	23,916	886	127	2,182	
構築物	取得価額	6,855	6,053	215	31	556	
	減価償却累計額	5,429	4,794	170	25	441	
	正味価額	1,426	1,260	45	6	116	
機械及び装置	取得価額	4,110	3,937	20	5	148	
	減価償却累計額	2,795	2,664	14	3	113	
	正味価額	1,316	1,274	6	1	35	
車両及び船舶	取得価額	453	436	2	3	11	
	減価償却累計額	332	320	1	2	8	
	正味価額	120	116	1	1	3	
工具、器具及び備品	取得価額	19,772	15,506	132	37	4,097	
	減価償却累計額	14,707	11,689	99	29	2,891	
	正味価額	5,065	3,817	33	8	1,206	
リース資産	取得価額	390	343	2	1	44	
	減価償却累計額	290	253	1	1	34	
	正味価額	100	89	0	0	9	
土地	取得価額	17,454	14,886	367	55	2,146	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	17,454	14,886	367	55	2,146	
建設仮勘定	取得価額	8,581	8,551	27	2	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	8,581	8,551	27	2	0	
無形固定資産	取得価額	125,125	98,112	514	45	26,453	
	減価償却累計額	99,744	81,913	417	29	17,385	
	正味価額	25,381	16,199	97	16	9,068	
合計	取得価額	4,159,614	4,094,254	21,521	2,552	41,287	
	減価償却累計額	3,454,509	3,408,043	17,771	2,172	26,522	
	正味価額	705,105	686,211	3,750	380	14,765	



接続約款変更認可申請書

西設相制第12号  
平成27年1月19日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和樹

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

- 料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考	月額	
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
					② 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額	
					③ 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規 定する料金 額	
		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額			
			② 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額			
			③ 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規 定する料金 額			

区 分				単位	料金額	備考	月額	
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端末 回線 によ り伝 送を 行う 機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の も の	(7) 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規 定する料金 額	—
					② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規 定する料金 額	
				(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	① 平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規 定する料金 額	
		② 平成28年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに		第6欄ア(7) ②B欄に規 定する料金 額			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,108円
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,062円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	(7) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
(4)~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 端 末回線 伝送機 能(第	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線 により伝送 を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線 ごとに	5,858円			

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金			1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの			(7) 保守の 区別がタイプ1-2のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに			(略)
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	6,562円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)		
		(4)~ (4)-2 (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(5) 端 末回線 伝送機 能(第	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 端末回線 により伝送 を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線 ごとに	6,310円		

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能です。)に 限ります。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに	5,858円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金 B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに  1回線 ごとに  1回線 ごとに	3,054円  3,031円  (略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金 B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに  1回線 ごとに  1回線 ごとに	3,054円  3,031円  (略)

5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	(1.536 Mbit/sの符号伝送が可能です。)に 限ります。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに	6,310円		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに  1回線 ごとに	3,185円  (略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金 B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに  1回線 ごとに	3,185円  (略)

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円	—		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			
	(イ) 保守の区別がタイプ2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			

			③ ① ② 以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,281円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円	—		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			
	(イ) 保守の区別がタイプ2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947円			
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770円			

		(ウ) (ア)以外 のもの	① 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,857円	
(7) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	5,359円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,799円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,339円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	7,879円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,419円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,959円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,499円		
		24Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,039円		
		27Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,579円		
		30Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,164円		
		33Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,704円		
		36Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,244円		
		39Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,784円		
42Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,324円				

		(ウ) (ア)以外 のもの	① 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,850円	
(7) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5-2 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容する伝送装置(端 末回線を終端するための装置に限 ります。)及び端末回線により伝 送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	6,194円		
		6Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,023円		
		9Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	8,731円		
		12Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	9,380円		
		15Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,029円		
		18Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	10,737円		
		21Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	11,386円		
		24Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,035円		
		27Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	12,743円		
		30Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	13,392円		
		33Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,100円		
		36Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	14,749円		
		39Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	15,398円		
42Mbit/sの符号伝送が可 能なもの	1回線 ごとに	16,106円				



2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りまず。)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限りまず。)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ 以外	(7) 平成26年4月1日から平成27	1回線ごとに	2,416円

	イ 保守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の もの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ 以外	(7) 平成27年4月1日から平成28	1回線ごとに	2,443円

		のもの	年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		のもの	年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	152円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	161円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	304円		
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	322円		
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	303円
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	303円	
③ ①②以外のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	312円	

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	168円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)	
		(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	336円	
		ウ 2芯式のもの	(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料		(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円
		③ ①②以外のもの		1光信号分岐端末回線ごとに	322円	

	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	306円	—		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	306円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	315円			
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	302円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	302円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	311円			
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,847円		—	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,812円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,777円
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,847円				
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,812円			

	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円	—		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	317円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	327円			
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円			
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円			
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	322円			
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	2,947円		—	
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに			2,770円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金			1光信号主端回線ごとに

			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円	
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,857円	

			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,770円	
		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,031円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,850円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの			(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(ア) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの		(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,443円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。



			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

別表4 違約金  
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金  
第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。） により1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,849円
				B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,814円
				C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,779円
			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,849円
				B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,814円
				C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,779円
		③ ①② 以外 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,931円	
			B 平成27年4月	1回線ご とに	2,894円	

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1～5 （略）

（経過措置）

6 （略）

（1）（略）

（2）端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。） により1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ1 -1 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,959円
				B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,782円
				A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,959円
			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,782円
				A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	3,043円
				③ ①② 以外 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに

				1日から平成28年3月31日まで適用する料金	とに		
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,862円	
(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)①欄に規定する料金額に、588円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,350円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。				
					1回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。				
					1回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 958円のうち、932円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。				
					B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。			
									1回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
									C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)②C欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金額
							③ ①② 以外	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日	1回線ご とに	2,418円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。

			② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,385円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。				
					1回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。				
					1回線ご とに	第2欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。				
					B 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。			
									1回線ご とに	第2欄ア (7)②B欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
									C 平成29年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄ア (7)②欄 に規定す る料金額 に、588 円を加算 した料金額
							③ ①② 以外	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日	1回線ご とに	2,453円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。

			のもの	まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			のもの	まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)③欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円	
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,814円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,779円	
		C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,931円		
			平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,894円		
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,859円		
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,350円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

月額

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,959円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,782円	
			C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	3,043円	
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,862円	
		② 複数段階料金を適用する	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,385円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

月額

		場合 のもの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
			1光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 958円のうち、932円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。	
			平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

		場合 のもの			31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	
			1光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。	
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,350円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		

				平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①A欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
B 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,385円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			



					適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	
				1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,418円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します

					適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	
				1光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,453円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 986円のうち、959円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 531円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			平成29年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①C欄	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に

					に規定する料金額に、 <u>527円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>7,836円</u>		

					に規定する料金額に、 <u>604円</u> を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	<u>10,760円</u>		

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

# 網使用料算定根拠

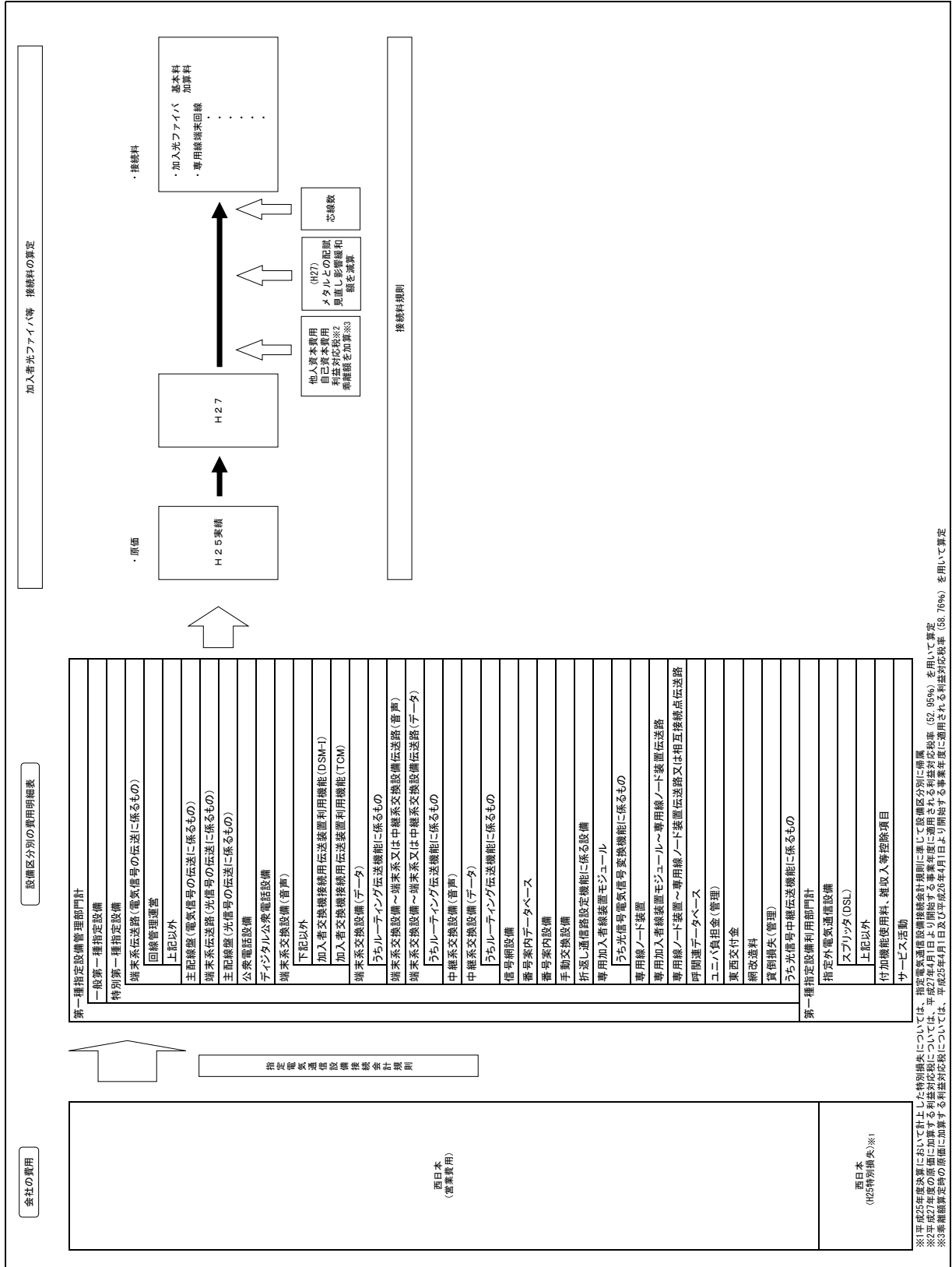
加入者光ファイバ

<西日本>

## 目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	22
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	23
V. 資本構成比率の算定	24
VI. 他人資本利子率の算定	25
VII. 自己資本利益率の算定	26
VIII. 利益対応税率の算定	27
IX. 料金設定に使用した回線数	29
X. 料金設定に使用した保守換算係数	32
X I. 料金設定に使用した貸倒率	34
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	35
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	36
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	37
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	38
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	39
2. 設備区分別固定資産明細表	42
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	44
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	45

I. 算定手順



※1平成25年度決算において計上した特別損失については、指定電気通信設備接続費計額に準じて設備区分別に帰属  
 ※2平成27年度の原面に加算する利益対応料については、平成27年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率(52.95%)を用いて算定  
 ※3乗継額算定の原面に加算する利益対応料については、平成25年4月1日及び平成26年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率(58.76%)を用いて算定

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門					指定設備利用部門					①+③		備 考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					主配線盤					付加機能使用料、徴収人控除項目		
	右記以外	①	②	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)	③	左記以外	④	⑤	⑥	⑦		
①指定設備管理運営費	128,670	100,604	26,655	1,410	2,784	2,771	234,625	5,008	229,617	105,612	105,054	(参考1)設備区別の費用明細表より	
②他人資本費用	3,729	3,678	6	44	53	53	120	1	119	3,680	3,679	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	12,671	12,499	21	151	181	181	409	4	405	12,503	12,502	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	7,723	7,619	13	92	110	110	249	2	247	7,621	7,620	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	152,793	124,400	26,695	1,697	3,128	3,115	235,403	5,015	230,388	129,416	128,855	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	684,162	675,977	0	8,185	9,743	9,743	0	0	0	675,977	675,977	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1,082	0	13	16	16	0	0	0	1,082	1,082	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	4,799	0	58	69	69	0	0	0	4,799	4,799	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	4,534	1,127	50	92	90	22,449	224	22,225	4,758	4,688	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	686,392	1,127	8,306	9,920	9,918	22,449	224	22,225	686,616	686,546	⑥×⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	45,740	75	553	661	661	1,496	15	1,481	45,755	45,750	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	13,576	2,225	97	150	150	6,066	0	6,066	13,576	13,576	
⑬減価償却費	65,875	49,737	15,235	903	1,890	1,890	46,562	1,731	44,831	51,468	51,468	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	1,021	177	10	10	10	2,402	1,484	918	2,505	2,505	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備 考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.5	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成25年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,914	①÷②
④他人資本費用(円)	137	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	464	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	283	⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,798	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	317	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	159	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,819	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	5,378	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,699	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区 分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備 考	
	右記以外	分岐引込線(光壁内配線含む)	局外スプリッタ	④		
①指定設備管理運営費	128,670	87,968	87,486	39,292	1,410	(参考1)設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	3,729	3,676	3,675	9	44	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,671	12,489	12,488	30	151	⑩レートの×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,723	7,612	7,612	18	92	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	152,793	111,745	111,261	39,349	1,697	①+②+③+④

⑥正味固定資産	684,162	675,977	675,977	0	8,185	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1,082	1,082	0	13	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	4,799	4,799	0	58	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	3,999	3,939	1,662	50	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	685,857	685,797	1,662	8,306	⑥×⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	45,704	45,700	111	553	⑩レートの×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	12,521	12,521	3,279	97	
⑬減価償却費	65,875	42,515	42,515	22,457	903	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	937	937	261	10	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門							備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外		主線束回線に係る引込線(光屋内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)		
					タイプ1-2に係る営業時間外追加コスト以外			
①指定設備管理運営費	128,670	93,382	92,878	33,878	1,410	2,784	2,771	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,729	3,677	3,676	8	44	53	53	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,671	12,493	12,492	26	151	181	181	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	7,723	7,615	7,614	16	92	110	110	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	152,793	117,167	116,660	33,928	1,697	3,128	3,115	①+②+③+④
⑥正味固定資産	684,162	675,977	675,977	0	8,185	9,743	9,743	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1,082	1,082	0	13	16	16	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	4,799	4,799	0	58	69	69	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	4,228	4,165	1,433	50	92	90	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	686,086	686,023	1,433	8,306	9,920	9,918	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	45,719	45,715	95	553	661	661	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	12,973	12,973	2,828	97	150	150	
⑬減価償却費	65,875	45,609	45,609	19,363	903	1,890	1,890	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	973	973	225	10	10	10	



b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	116,860	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	3,115	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	119,775	①+②

c. 平成25年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,923	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの①より
②主配線盤	▲29	平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの⑧より
③合計	▲5,952	①+②

d. 乖離額を加工した当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	110,737	bの①+cの①
②主配線盤	3,086	bの②+cの②
③合計	113,823	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	973	平成25年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	948	
③負担金あり	25	
④光信号主端末回線	1,871	
⑤加入者回線	2,844	
⑥主配線盤	2,846	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	36,471	②+③
②負担金なし	35,565	aの②×3,127円×12ヶ月
③負担金あり	906	aの③×2,972円×12ヶ月
④光信号主端末回線	60,528	aの④×2,696円×12ヶ月
⑤加入者回線	96,999	①+④
⑥主配線盤	3,176	aの⑥×93円×12ヶ月
⑦合計	100,175	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	13,738	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲90	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	13,648	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	116,860	(1)のbの①
②光信号主端末回線	111,261	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	5,399	①-②
④原価に占める光信号主端末回線に係る引込線比率	4.63%	③÷①

b. 光信号主端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	128,855	ア-1. の光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	123,477	①-③
③加算料相当コスト	5,378	ア-1. の光信号主端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.17%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	13,738	(3)の①
②光信号主端末回線	13,102	①-⑤
③下記以外	12,556	②-④
④加算料相当コスト	546	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	636	①×aの④
⑥下記以外	609	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	27	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲90	(3)の②
⑨合計	13,648	①+⑧

## (5) 乖離額単金の算定

## a. 平成25年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:千円)

区分	平成25年度 (見込値)	備考
①加入者回線	7,781	
②光信号主端末回線	7,402	
③下記以外	7,092	
④加算料相当コスト	310	
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	379	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のc(平成25年度)より
⑥下記以外	363	
⑦加算料相当コスト	16	
⑧主配線盤	▲27	
⑨合計	7,754	

## b. 平成25年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値との差額(H27年度適用網使用料に加算する乖離額)の算定

(単位:千円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	5,957	
②光信号主端末回線	5,700	
③下記以外	5,464	
④加算料相当コスト	236	
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	257	(4)のc-aより
⑥下記以外	246	
⑦加算料相当コスト	11	
⑧主配線盤	▲63	
⑨合計	5,894	

## c. 平成27年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成27年度	備考
①光信号端末回線	1,158	
②加入者回線に占める割合	35.08%	
③負担金なし	1,136	
④負担金あり	22	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
⑤光信号主端末回線	2,143	
⑥加入者回線に占める割合	64.92%	
⑦加入者回線	3,301	
⑧主配線盤	3,303	平成26年度～平成28年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

## d. 平成27年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	2,257	bの①-④
②下記以外	2,163	bの③+bの⑥-⑤
③加算料相当コスト	94	bの④+bの⑦-⑥
④光信号主端末回線	3,700	bの②×cの⑥
⑤下記以外	3,547	④-⑥
⑥加算料相当コスト	153	bの④×cの⑥
⑦主配線盤	▲63	bの⑧
⑧合計	5,894	①+④+⑦

## e. 平成27年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	163	②+③
②下記以外	156	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	7	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	144	⑤+⑥
⑤下記以外	138	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	6	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲2	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a.加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	3,364	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成27年度)より
②乖離額	154	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③配賦見直し影響緩和額	333	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のエのaの⑤(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	3,185	①+②-③

b.加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	161	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのbの③(平成27年度)より
②乖離額	7	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	168	①+②

c.主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①主配線盤	69	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのcの③(平成27年度)より
②乖離額	▲2	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	67	①+②

d.加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①端末回線	2,882	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのdの③(平成27年度)より
②乖離額	136	イの(5)のeの⑤+イの(5)のeの⑦
③配賦見直し影響緩和額	269	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のエのbの⑥(平成27年度)より
④1芯あたり原価計	2,749	①+②-③

e.加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成27年度	備考
①加算料	138	平成26年度～28年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-2のウのeの③(平成27年度)より
②乖離額	6	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	144	①+②

(1) 原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線							
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験交付	(再掲) 上部区間	(再掲) 土木設備	(再掲) 下部区間	(再掲) 下部区間		
①指定設備管理運営費	241,106	209,832	197,320	6,058	58,606	30,852	138,714	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	4,476	4,346	4,011	6	2,111	1,617	1,900	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	15,210	14,768	13,628	20	7,172	5,496	6,457	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	9,271	9,002	8,307	12	4,372	3,350	3,936	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	270,063	237,948	223,266	6,096	72,261	41,315	151,007	①+②+③+④

⑥正味固定資産	807,687	786,887	725,631	330	386,336	297,806	339,295	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,292	1,259	1,161	1	618	476	543	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,735	5,587	5,152	2	2,743	2,114	2,409	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	20,588	17,287	16,487	749	4,139	1,400	12,348	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	835,302	811,020	748,431	1,082	393,836	301,796	354,595	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	55,663	54,045	49,874	72	26,244	20,111	23,630	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	23,336	23,156	21,270	10	11,324	8,729	9,945	
⑬減価償却費	50,442	45,870	41,823	44	13,572	10,462	28,251	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,622	2,514	2,335	13	597	460	1,737	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 収容装置 (ATM/サーバ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,255	424	1,831	322	289	12	17	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	34	8	26	3	3	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	115	28	87	10	9	0	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	70	17	53	6	5	0	1	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,474	477	1,997	341	306	12	19	①+②+③+④

⑥正味固定資産	6,104	1,490	4,614	533	478	26	29	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	10	2	7	1	1	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	43	11	33	4	3	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	136	16	121	30	29	1	1	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	6,293	1,519	4,775	568	511	27	30	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	419	101	318	38	34	2	2	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	74	18	55	8	7	0	1	
⑬減価償却費	1,046	271	775	64	48	6	8	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	48	11	37	7	1	2	3	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算				
		電話等	(再掲) PHS 基地局回線		
①指定設備管理運営費	28,697	27,714	5,722	8	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	93	92	8	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	317	312	29	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	193	190	18	0	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	29,300	28,308	5,777	8	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,163	13,972	856	1	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	23	22	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	101	99	6	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,136	3,017	705	1	(①設備管理運営費-(⑦租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	17,423	17,110	1,568	2	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,161	1,140	104	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	97	94	18	0	
⑬減価償却費	3,463	3,432	61	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	53	52	2	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					料金請求	備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
	相互接続回線				その他		
	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	DSLファイル連携 に係る開発費用			
①指定設備管理運営費	679	869	1,113	53	19,278	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	1	2	2	0	78	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	4	6	8	0	265	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	2	4	5	0	162	0	(③自己資本費用+⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	686	881	1,128	53	19,783	0	①+②+③+④

⑥正味固定資産	154	201	323	0	12,438	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	20	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1	1	2	0	88	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	82	105	133	7	1,986	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	237	307	459	7	14,532	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	16	20	31	0	968	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3	3	6	0	63	0	
⑬減価償却費	19	27	42	0	3,284	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	3	0	46	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを 用いる加入者回線 に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
		端末回線 伝送機能	データ 伝送機能				
①指定設備管理運営費	127	50	77	856	6,570	6,478	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	156	154	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	5	529	522	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	3	322	318	(③自己資本費用+⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	129	50	77	865	7,577	7,472	①+②+③+④

⑥正味固定資産	19	7	12	172	28,224	27,880	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	45	45	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	200	198	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	16	6	10	103	560	557	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	35	13	22	276	29,029	28,680	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	2	1	1	18	1,934	1,911	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	480	475	
⑬減価償却費	1	0	1	29	1,454	1,392	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	157	156	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)				
		(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)			
①指定設備管理運営費	128,670	161	1,249	415	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,729	5	39	6	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,671	17	134	20	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,723	10	82	12	(③自己資本費用+⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	152,793	193	1,504	453	①+②+③+④

⑥正味固定資産	684,162	936	7,249	1,037	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,095	1	12	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,858	7	51	7	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,711	6	44	31	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	695,826	950	7,356	1,077	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	46,368	63	490	72	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	15,898	11	86	16	
⑬減価償却費	65,875	103	800	153	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,209	1	9	2	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	477	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	12,047	区1の(51)+区1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,300	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲14	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	12,047	区1の(51)+区1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,983	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(c)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	431	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	32	((a)の①+(b)の①)×(1+X1. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	475	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	32	(d)の①
③合計(百万円)	507	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	3,507	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(15Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	27,888	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	674	
③自己資本費用(円/回線・年)	2,290	
④利益対応税(円/回線・年)	1,396	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	32,248	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,687	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲331	平成25年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,363	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成25年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲7	(⑥+⑦)×(1+X1. 料金設定に使用した貸借率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,676	(⑥の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,669	⑨+⑩

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	306	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲18	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	492,386	区1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	42	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(c)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	248	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	40	((a)の①+(b)の①)×(1+X1. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	306	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	40	(d)の①
③合計(百万円)	346	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	59	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	50	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲5	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	10,292	IXの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	273	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入者光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	34	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	11	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	50	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	11	(d)の①
③合計(百万円)	61	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	494	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,504	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,702,335	IXの1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	74	①÷②×12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	8	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,702,335	IXの1の(106)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	93	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入者光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,900	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲388	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,496	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲388	(d)の①
③合計(百万円)	1,108	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	54	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	193	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	169,552	IXの1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	95	①÷②×12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲80	平成25年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	169,552	IXの1の(102)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	84	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入者光ファイバを利用するもの)のGの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	171	①×②×12ヶ月

(d)調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲58	((a)の①+(b)の①)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸利率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	192	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲58	(d)の①
③合計(百万円)	134	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	66	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	35,134	28,211	5,220	1,703	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(27,576円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.033)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,007	2,779	172	56	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,848	1,848	0	0	
③他人資本費用(円/回線・年)	75	75	0	0	
④自己資本費用(円/回線・年)	64	64	0	0	
⑤利益対応税(円/回線・年)	43	43	0	0	
⑥合計(円/回線・年)	3,189	2,961	172	56	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	8,155	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(35,134円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.2321)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	636	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	351	
③他人資本費用(円/回線・年)	25	
④自己資本費用(円/回線・年)	84	
⑤利益対応税(円/回線・年)	51	
⑥合計(円/回線・年)	796	②+③+④+⑤

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず)。を利用しないものの  
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,985	Hの⑥単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲549	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,612	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲176	((①+②)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸利率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	3,976	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	317	((④+⑤)÷12ヶ月)

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず)。を利用しないものの  
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,929	Hの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲535	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,564	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲170	((①+②)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸利率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	3,920	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	313	((④+⑤)÷12ヶ月)

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず)。を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,935	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H25年度実績(キャビネット設置:10.5%、引き渡し:89.5%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲611	平成25年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,492	平成25年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲168	((①+②)×(1+X 1. 料金設定に使用した貸利率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	3,926	①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	313	((④+⑤)÷12ヶ月)

I. 固定無線基地局伝送路

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	12	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	90	Ⅸの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	11,111	①÷②÷12ヶ月



## (b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲6	平成25年度接続料金において加算した調整額

## (c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	90	IXの(97)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	9,259	平成25年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のIの(e)の④に平成25年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	10	①×②×12ヶ月

## (d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲4	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

## (e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	12	(a)の①の内、利益対応税について、H27年度適用の利益対応税率(52.95%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲4	(d)の①
③合計(百万円)	8	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	7,407	③÷(a)の②÷12ヶ月

## (2) 料金の設定

## ① 基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,370	1-1のウのaの④×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,370	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(W) (I)以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	6,562	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,507	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	134	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,669	Cの①
④料金 (円/回線・月)	6,310	((①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,507	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	134	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,669	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	6,310	((①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,281	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,185	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	3,281	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	54	54	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,947	2,770	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	54	54	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,947	2,770	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (7)(イ)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	56	56	Fの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,831	2,665	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,031	2,850	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の①保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	66	66	Gの(e)の④
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,959	2,782	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の②保守の別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	66	66	Gの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,749	2,587	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	2,959	2,782	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	68	68	Gの(e)の④Gの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,831	2,665	平成27年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	144	129	平成27年度については1-1のウのeの③、平成28年度については平成26年度～平成28年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,043	2,862	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限り。及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成27年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	2,419	494	6,194
6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	4,248	494	8,023
9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	4,956	494	8,731
12 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	5,605	494	9,380
15 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	6,254	494	10,029
18 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	6,962	494	10,737
21 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	7,611	494	11,386
24 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	8,260	494	12,035
27 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	8,968	494	12,743
30 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	9,617	494	13,392
33 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	10,325	494	14,100
36 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	10,974	494	14,749
39 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	11,623	494	15,398
42 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,281	12,331	494	16,106

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄A欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。))に係るもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	168	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	336	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。))を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	322	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。))を利用しないもの  
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	317	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	317	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	327	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。))を利用しないもの  
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	313	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成27年度	備考
料金(円/回線・月)	322	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,947	2,770	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,947	2,770	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) (F)(X)以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,031	2,850	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) (F)(X)以外のもの

・(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。))に係る加算料の③②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,959	2,782	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)に限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) (F)以外の場合の③保守の区別がタイプ1-1のもの

・(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。))に係る加算料の③②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,959	2,782	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)に限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) (F)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限ります。)に係る加算料の①②以外の場合のG AB以外のもの

区分	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,043	2,862	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光信号スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7)(f)以外の場合の③ ①②以外のもの

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成27年度	備考
①固定無線基地局伝送路	7,407	10(e)の④
②光信号端末回線	3,185	1-1のウのaの④
③加算料	168	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	10,760	((①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成27年度	備考
①固定無線基地局伝送路	7,407	10(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,185	1-1のウのaの④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	168	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	10,760	((①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,947	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	572	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,375	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.17%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	585	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	585	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,947	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	572	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,375	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.17%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	585	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	585	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ウ アイ以外のもの (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,031	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの③ ①②以外のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	588	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,443	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ウ アイ以外のもの (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ウ アイ以外のもの (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	602	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	602	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)  
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,959	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	574	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,385	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)  
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)  
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のもののうち C 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	588	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	588	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)  
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,959	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	574	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,385	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)  
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)  
により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のもののうち C 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.17%	VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	588	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	588	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,043	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	590	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,453	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの C 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.17%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	604	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	604	①+③

## ②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,375	①基本料のaより

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	585	①基本料のcより

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,375	①基本料のdより

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	585	①基本料のfより

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (ア)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,443	①基本料のgより

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (イ)平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (ウ)平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	602	①基本料のiより

j. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,385	①基本料のjより

k. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	588	①基本料のlより

m. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,385	①基本料のmより

n. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	588	①基本料のoより

p. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,453	①基本料のpより

q. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数年段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成29年4月1日以降に適用する料金

区分	平成29年度	備考
料金 (円/回線・月)	604	①基本料のrより



(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,269	平成27年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のアイ以外のもの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,947	1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	313	1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(ア) 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	69	平成27年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの)のイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+④))

(2) 割引率の算定

区分	平成27年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザあたりの超過コスト (円)	4,568	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	23,576	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,286,655 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,647 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0016 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

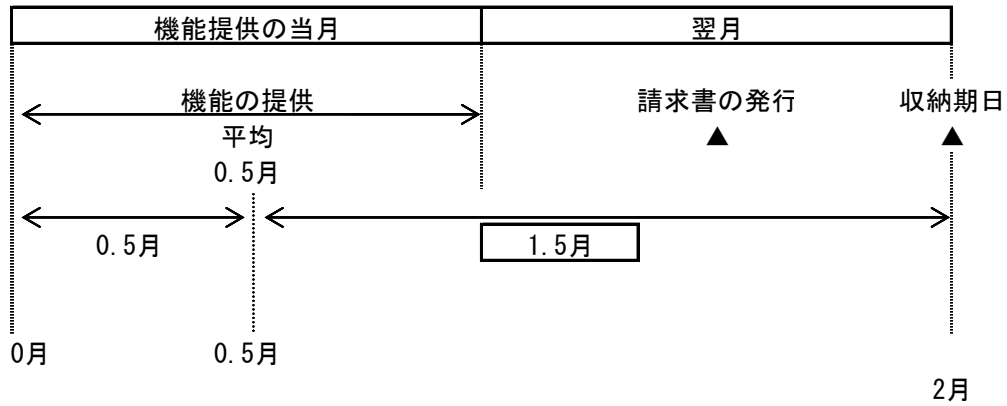
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,676,359 (A)
貯蔵品 (※)	19,114 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0071 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ヵ月}}{12 \text{ヵ月}} \times 365 \text{日} = \boxed{45.625 \text{日}}$$

(1)より

## V. 資本構成比率の算定

### (1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H25) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,676,359	有利子負債 1,125,707 (0.343)	H25稼働 電気通信事業固定資産 2,676,359	③ 圧縮後の資本構成比	有利子負債 1,125,707 (0.399)	↑ 負債
	その他の負債 427,591 (0.130)			退職給付引当金 188,555 (0.067)	
	退職給付引当金 224,804 (0.068)		② 流動資産の 圧縮 ▲463,841		
	自己資本 1,506,305 (0.459)	貯蔵品(月平均) 19,114		自己資本 1,506,305 (0.534)	↑ 資本
流動資産等 608,049		投資等 4,608			
	144,209	運転資本 120,486			
計	3,284,408	計	2,820,567	計	2,820,567
	① 流動資産の理論値と 実績の差 144,209-608,049=▲463,841				

### (2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left( \frac{1,125,707}{\text{負債}} + \frac{188,555}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,820,567}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.466}$$

### (3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,125,707}{\text{有利子負債}} \div \left( \frac{1,125,707}{\text{負債の合計}} + \frac{188,555}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.857}$$

### (4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.857}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.143}$$

### (5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.466}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.534}$$

## VI. 他人資本利率の算定

### (1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成25年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.17\%}$$

(単位：%)

年度	25
区分	
他人資本利率	1.17

(注) 借入金の平均利率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.02\%}$$

(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	平均
区分						
他人資本利率	1.37	1.17	1.08	0.81	0.69	1.02

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.17\% \times 0.857 + 1.02\% \times 0.143 = \boxed{1.15\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

## Ⅶ. 自己資本利益率の算定

### 1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	23	24	25	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.39	3.76	8.16	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.08	0.81	0.69	—	
①-②	2.31	2.95	7.47	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.47	2.58	5.17	3.41

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。  
ただし、平成25年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

### 2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	21	22	23	24	25	
主要企業の自己資本利益率	3.04	4.00	3.39	3.76	8.16	4.47

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。  
ただし、平成25年度は速報値である。

### 3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 3.41%

VIII. 利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= 0.2379y$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= 0.0238y$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = 0.0119y$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = 0.0293y$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= 0.3701y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

利益対応税率 =  $\frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$

税引前利益  $y$

利益対応税  
 $x = 0.3701y$

税引後利益

$z = (1-0.3701)y$

VIII. 利益対応税率の算定 (H27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.95%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方法人特別税を  $x_2 (= x_1 \times 0.674)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.043$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.674)) \times 0.043 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.043}{1+0.072} \times y = \underline{0.0401y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.674$$

$$= 0.674 \times 0.0401y$$

$$= \underline{0.0270y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0401y + 0.0270y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2379y \times 0.032 = \underline{0.0076y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2379y \times 0.097 = \underline{0.0231y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2379y \times 0.044 = \underline{0.0105y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3462y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3462y}{(1-0.3462)y} = \frac{0.3462y}{0.6538y} = 0.5295$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3462y$
税引後利益 $z = (1-0.3462)y$



IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
<b>加入者回線</b>				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,065,206	1	1.00	1,065,206
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	15,022,161	1	1.00	15,022,161
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	337,641	1	1.03	347,770
(4) 4線式	18,906	2	1.03	38,946
(5) メタルサービス小計	16,443,914	-	-	16,474,083
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,500	1	1.00	18,500
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,372,909	1	1.00	2,372,909
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	424,948	1	1.03	437,696
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1	2	1.00	2
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	11,229	2	1.00	22,458
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,643	2	1.03	5,445
(12) 4芯式	5	4	1.03	21
(13) 光サービス小計	2,830,235	-	-	2,857,031
(14) 計 ((5)+(13))	19,274,149	-	-	19,331,114

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合) 2,830,235 - 1.00 2,844,123

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	2,923,160
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	904,301
(17) 光サービス	2,818,714
(18) 計 ((15)+(17))	5,741,874

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,349,401
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	15,124,682
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	16,474,083

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,019,393
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	14,454,690
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	16,474,083

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
<b>加入者回線</b>				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,065,206	1	1.00	1,065,206
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	15,022,161	1	1.00	15,022,161
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	337,641	1	1.03	347,770
(28) 4線式	18,906	2	1.03	38,946
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	95,673	1	1.00	95,673
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	1,813,513	1	1.00	1,813,513
(31) メタルサービス小計	18,353,100	-	-	18,383,269
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	18,500	1	1.00	18,500
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,372,909	1	1.00	2,372,909
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	424,948	1	1.03	437,696
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	819	2	1.00	1,638
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	11,229	2	1.00	22,458
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	2,643	2	1.03	5,445
(38) 4芯式	5	4	1.03	21
(39) 光サービス小計	2,831,053	-	-	2,858,667
(40) 計 ((31)+(39))	21,184,153	-	-	21,241,936

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合) 2,831,053 - 1.00 2,845,759

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,349,401
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	17,033,868
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	18,383,269

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,019,393
(45) 追加MDF	-	-	-	1,909,186
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	14,454,690
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	18,383,269

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
<b>OCU使用回線</b>				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	9,163	1	1.00	9,163
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,653,215	1	1.00	1,653,215
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	36,588	1	1.00	36,588
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	12,047	1	1.00	12,047
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,674,425	-	-	1,674,425

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	13,916,252
(55) (再) PHS基地局回線	17,747
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,068,359
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,839,427
(58) 光ファイバ・相互接続回線	652,150
(59) 上記以外の回線数	8,623,771
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	26,099,959
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	3,577,683
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,509,324

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	15,095,436
(64) DSL回線故障対応機能契約数	730,752
(65) 計 ((63)+(64))	15,826,188

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	69,257
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	9,516
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	37,859
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	116,632
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	12,348,369
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,670,961
(71) 計 ((69)+(70))	14,019,330

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成25年度 稼働回線数
(72) 計	723,840

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	8,672	41	355,552
(74) 6 Mb/s	948	72	68,256
(75) 9 Mb/s	127	84	10,668
(76) 12 Mb/s	401	95	38,095
(77) 15 Mb/s	29	106	3,074
(78) 18 Mb/s	17	118	2,006
(79) 21 Mb/s	22	129	2,838
(80) 24 Mb/s	46	140	6,440
(81) 27 Mb/s	5	152	760
(82) 30 Mb/s	5	163	815
(83) 33 Mb/s	3	175	525
(84) 36 Mb/s	8	186	1,488
(85) 39 Mb/s	1	197	197
(86) 42 Mb/s	8	209	1,672
(87) 計	10,292		492,386

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	56,700	1	1.00	56,700
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,299	1	1.03	2,368
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	58,999	-	-	59,068
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	719,928	1	1.00	719,928
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	5,893	1	1.03	6,070
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	725,821	-	-	725,998

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	38	1	1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	90	1	1.00	90
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	1,295	1	1.00	1,295

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	162,352	1	1.00	162,352
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	6,990	1	1.03	7,200
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	169,342	-	-	169,552
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	3	1	1.00	3
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,676,440	1	1.00	1,676,440
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	25,138	1	1.03	25,892
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,701,581	-	-	1,702,335

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	46,221	1	1.00	46,221
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	7	1	1.03	7
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	46,228	-	-	46,228
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,524	1	1.00	9,524
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	795	1	1.03	819
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,319	-	-	10,343
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	24,857	1	1.00	24,857
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	925	1	1.03	953
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	25,782	-	-	25,810

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	505,477	1	1.00	505,477
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	6,204	1	1.03	6,390
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	511,681	-	-	511,867
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	46,273	1	1.00	46,273
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,963	1	1.03	2,022
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	48,236	-	-	48,295

・特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,905
(128) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	4,947
(129) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	15,860
(130) 計 (127)+(128)+(129)	23,712

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成25年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注4）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(131) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- （注） 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。  
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。  
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。  
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

## X. 料金設定に使用した保守換算係数

### 1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.293
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.547
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.3
b. その他のコストの割合	91.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

### 2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.955
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.964
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.415
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.1
b. その他のコストの割合	92.9
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

### 3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.955
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.964
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.415
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.1
b. その他のコストの割合	92.9
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

## X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H25	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	174,477	H25年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

## 加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)			メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
			メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付				
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	109,549	4,756	104,793	5,265	2,707	7	2,701
共通費	・施設保全費支出額比	5,576	282	5,294	181	1,197	7	1,190
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	11,520	553	10,967	533	363	3	360
試験研究費	・取得資産額比	2,358	209	2,149	2	19	7	13
通信設備使用料	・取得資産額比	17	1	15	4	1	0	1
租税公課	・正味資産額比	23,156	1,887	21,270	10	480	5	475
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	45,870	4,046	41,823	44	1,454	62	1,392
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,786	777	11,009	20	349	1	348
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,514	179	2,335	13	157	0	156
合計	—————	209,832	12,512	197,320	6,058	6,570	92	6,478

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

## 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線			メタル主配線盤			
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,087	68	2,019	2,019	56,056	1,065
		減価償却累計額	—	1,921	63	1,858	1,858	52,592	883
		正味価額	—	166	5	161	161	3,464	183
	市外電話機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0
正味価額		—	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,812	0	1,812	0	0	0	
	減価償却累計額	—	1,341	0	1,341	0	0	0	
	正味価額	—	470	0	470	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,663	0	3,663	0	0	0	
	減価償却累計額	—	3,166	0	3,166	0	0	0	
	正味価額	—	497	0	497	0	0	0	
電力設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,260	237	3,023	808	266	9	
	減価償却累計額	—	2,755	201	2,555	683	225	8	
	正味価額	—	505	37	468	125	41	1	
電話番号案内設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	66	5	60	0	343	0	
	減価償却累計額	—	62	5	56	0	322	0	
	正味価額	—	4	0	4	0	21	0	
空中線設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	225	0	225	0	0	0	
	減価償却累計額	—	144	0	144	0	0	0	
	正味価額	—	81	0	81	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	直接賦課・芯線数比	2,619,167	128,465	2,490,702	0	0	0	
	減価償却累計額	—	2,201,660	96,624	2,105,036	0	0	0	
	正味価額	—	417,507	31,840	385,667	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	管路ケーブル長比	1,533,982	129,378	1,404,603	0	0	0	
	減価償却累計額	—	1,230,617	103,788	1,126,829	0	0	0	
	正味価額	—	303,365	25,591	277,774	0	0	0	
海底線設備	取得価額	直接賦課	4,376	67	4,309	0	0	0	
	減価償却累計額	—	4,144	58	4,086	0	0	0	
	正味価額	—	232	9	223	0	0	0	
建物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	84,048	4,020	80,028	58	64,883	404	
	減価償却累計額	—	61,628	2,951	58,677	42	48,480	302	
	正味価額	—	22,420	1,069	21,351	15	16,404	102	
構築物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	7,070	339	6,731	5	5,526	34	
	減価償却累計額	—	5,977	286	5,691	4	4,672	29	
	正味価額	—	1,093	52	1,040	1	854	5	
機械及び装置	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,398	125	2,273	2	53	1	
	減価償却累計額	—	2,027	104	1,922	1	47	0	
	正味価額	—	371	21	350	0	7	0	
車両及び船舶	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	301	11	290	0	4	0	
	減価償却累計額	—	244	9	235	0	3	0	
	正味価額	—	57	2	55	0	1	0	
工具、器具及び備品	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	13,761	688	13,073	9	365	11	
	減価償却累計額	—	11,258	566	10,702	8	300	8	
	正味価額	—	2,503	133	2,371	2	65	3	
リース資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	96	4	92	0	1	0	
	減価償却累計額	—	63	3	60	0	1	0	
	正味価額	—	33	1	32	0	0	0	
土地	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	11,901	567	11,335	8	7,162	45	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	11,901	567	11,335	8	7,162	45	
建設仮勘定	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	8,655	688	7,967	6	43	2	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	8,655	688	7,967	6	43	2	
無形固定資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	95,747	7,112	88,635	64	865	11	
	減価償却累計額	—	78,720	5,872	72,848	53	701	8	
	正味価額	—	17,027	1,240	15,787	11	163	2	
合計	取得価額	—	4,392,613	271,776	4,120,837	2,979	135,567	1,581	
	減価償却累計額	—	3,605,726	210,520	3,395,206	2,649	107,343	1,237	
	正味価額	—	786,887	61,255	725,631	330	28,224	344	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。



## メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル回線のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	—	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	104,793	25,994	7,693	78,800	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	5,294	1,313	389	3,981	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	10,967	2,720	805	8,246	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,149	345	201	1,804	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	15	1	0	15	0.000
租税公課	・正味資産額比	21,270	11,324	8,729	9,945	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	41,823	13,572	10,462	28,251	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,009	3,337	2,572	7,672	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,335	597	460	1,737	0.000
合計	—	197,320	58,606	30,852	138,714	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

## メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲) 土木設備		(再掲) 特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
市内電話機械設備	取得価額	2,019	968	565	1,051	0.000
	減価償却累計額	1,858	891	520	967	0.000
	正味価額	161	77	45	84	0.000
市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
伝送機械設備	取得価額	1,812	0	0	1,812	0.000
	減価償却累計額	1,341	0	0	1,341	0.000
	正味価額	470	0	0	470	0.000
無線機械設備	取得価額	3,663	0	0	3,663	0.000
	減価償却累計額	3,166	0	0	3,166	0.000
	正味価額	497	0	0	497	0.000
電力設備	取得価額	3,023	145	85	2,877	0.000
	減価償却累計額	2,555	123	72	2,432	0.000
	正味価額	468	23	13	445	0.000
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
総合監視システム	取得価額	60	59	34	2	0.000
	減価償却累計額	56	55	32	1	0.000
	正味価額	4	4	2	0	0.000
空中線設備	取得価額	225	0	0	225	0.000
	減価償却累計額	144	0	0	144	0.000
	正味価額	81	0	0	81	0.000
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
線路設備	取得価額	2,490,702	997,774	0	1,492,928	0.000
	減価償却累計額	2,105,036	923,759	0	1,181,277	0.000
	正味価額	385,667	74,016	0	311,651	0.000
市内線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	0	0	0	0	0.000
市外線路設備	取得価額	1,404,603	1,404,603	1,404,603	0	0.000
	減価償却累計額	1,126,829	1,126,829	1,126,829	0	0.000
	正味価額	277,774	277,774	277,774	0	0.000
土木設備	取得価額	4,309	4,309	0	0	0.000
	減価償却累計額	4,086	4,086	0	0	0.000
	正味価額	223	223	0	0	0.000
海底線設備	取得価額	80,028	35,853	20,925	44,175	0.000
	減価償却累計額	58,677	26,184	15,282	32,493	0.000
	正味価額	21,351	9,669	5,643	11,682	0.000
建物	取得価額	6,731	3,009	1,756	3,722	0.000
	減価償却累計額	5,691	2,544	1,485	3,147	0.000
	正味価額	1,040	465	271	575	0.000
構築物	取得価額	2,273	1,311	765	961	0.000
	減価償却累計額	1,922	1,103	644	819	0.000
	正味価額	350	208	121	142	0.000
機械及び装置	取得価額	290	192	112	98	0.000
	減価償却累計額	235	156	91	79	0.000
	正味価額	55	36	21	18	0.000
車両及び船舶	取得価額	13,073	6,750	3,939	6,323	0.000
	減価償却累計額	10,702	5,574	3,253	5,128	0.000
	正味価額	2,371	1,176	686	1,195	0.000
リース資産	取得価額	92	58	34	34	0.000
	減価償却累計額	60	37	22	23	0.000
	正味価額	32	21	12	11	0.000
土地	取得価額	11,335	5,273	3,078	6,062	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	11,335	5,273	3,078	6,062	0.000
建設仮勘定	取得価額	7,967	4,301	2,510	3,665	0.000
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
	正味価額	7,967	4,301	2,510	3,665	0.000
無形固定資産	取得価額	88,635	75,964	44,335	12,670	0.000
	減価償却累計額	72,848	62,893	36,706	9,955	0.000
	正味価額	15,787	13,071	7,629	2,716	0.000
合計	取得価額	4,120,837	2,540,569	1,482,741	1,580,268	0.000
	減価償却累計額	3,395,206	2,154,233	1,184,935	1,240,973	0.000
	正味価額	725,631	386,336	297,806	339,295	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。











(参考3)

設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	20,044	0	0	0	20,044
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	113,002	109,549	613	202	2,638
共通費	6,507	5,576	125	15	791
管理費	13,239	11,520	110	13	1,597
試験研究費	2,548	2,358	185	5	0
通信設備使用料	39	17	20	3	0
租税公課	23,336	23,156	74	8	97
減価償却費	50,442	45,870	1,046	64	3,463
固定資産除却費	11,948	11,786	83	11	67
(再)除却損	2,622	2,514	48	7	53
合計	241,106	209,832	2,255	322	28,697



(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成25年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	20,824	2,087	18,736	0
		減価償却累計額	17,662	1,921	15,741	0
		正味価額	3,161	166	2,995	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	7,827	1,812	3,267	2,748	
	減価償却累計額	6,940	1,341	3,041	2,558	
	正味価額	886	470	226	190	
無線機械設備	取得価額	4,064	3,663	0	401	
	減価償却累計額	3,525	3,166	0	359	
	正味価額	539	497	0	42	
電力設備	取得価額	7,146	3,260	3,508	379	
	減価償却累計額	6,039	2,755	2,964	320	
	正味価額	1,107	505	543	59	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	77	66	10	1	
	減価償却累計額	72	62	10	1	
	正味価額	5	4	1	0	
空中線設備	取得価額	225	225	0	0	
	減価償却累計額	144	144	0	0	
	正味価額	81	81	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,619,167	2,619,167	0	0
		減価償却累計額	2,201,660	2,201,660	0	0
		正味価額	417,507	417,507	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,533,982	1,533,982	0	0	
	減価償却累計額	1,230,617	1,230,617	0	0	
	正味価額	303,365	303,365	0	0	
海底線設備	取得価額	4,376	4,376	0	0	
	減価償却累計額	4,144	4,144	0	0	
	正味価額	232	232	0	0	
建物	取得価額	96,435	84,048	5,644	573	
	減価償却累計額	70,624	61,628	4,206	429	
	正味価額	25,811	22,420	1,439	144	
構築物	取得価額	8,090	7,070	462	50	
	減価償却累計額	6,839	5,977	391	43	
	正味価額	1,250	1,093	71	8	
機械及び装置	取得価額	2,683	2,398	19	3	
	減価償却累計額	2,286	2,027	16	3	
	正味価額	397	371	3	0	
車両及び船舶	取得価額	312	301	2	9	
	減価償却累計額	253	244	2	0	
	正味価額	59	57	0	2	
工具、器具及び備品	取得価額	21,725	13,761	305	27	
	減価償却累計額	17,674	11,258	234	22	
	正味価額	4,052	2,503	71	5	
リース資産	取得価額	103	96	1	0	
	減価償却累計額	69	63	0	0	
	正味価額	35	33	0	0	
土地	取得価額	13,804	11,901	619	70	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	13,804	11,901	619	70	
建設仮勘定	取得価額	8,692	8,655	33	4	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	8,692	8,655	33	4	
無形固定資産	取得価額	159,171	95,747	977	72	
	減価償却累計額	132,464	78,720	874	61	
	正味価額	26,707	17,027	103	11	
合計	取得価額	4,508,701	4,392,613	33,584	4,329	
	減価償却累計額	3,701,014	3,605,726	27,479	3,796	
	正味価額	807,687	786,887	6,104	533	